

平成30年ニセコ町議会予算特別委員会 第3号

平成30年3月14日（水曜日）

○議事日程

- 1 議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算
- 2 議案第16号 平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第17号 平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第18号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第19号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算

○出席委員（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 木下裕三 | 2番 浜本和彦 |
| 3番 青羽雄士 | 4番 斉藤うめ子 |
| 5番 竹内正貴 | 6番 三谷典久 |
| 7番 篠原正男 | 8番 新井正治 |
| 9番 猪狩一郎 | 10番 高橋守 |

○欠席委員（0名）

○出席説明員

- | | |
|------------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 林知己 |
| 会計管理者 | 千葉敬貴 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 総務課参事 | 黒瀧敏雄 |
| 企画環境課長 | 山本契太 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 町民生活課長 | 横山俊幸 |
| 保健福祉課長 | 折内光洋 |
| 農政課長 | 福村一広 |
| 農業委員会事務局長 | |
| 国営農地再編推進室長 | 藤田明彦 |
| 商工観光課長 | 前原功治 |
| 建設課長 | 高瀬達矢 |

上	下	水	道	課	長	石	山	康	行
総	務	係			長	桜	井	幸	則
財	政	係			長	川	埜	満	寿
代	表	監	査	委	員	小	松	弘	幸
教		育			長	菊	地		博
学	校	教	育	課	長	加	藤	紀	孝
町	民	学	習	課	長	佐	藤	寛	樹
幼	児	セ	ン	タ	ー	酒	井	葉	子
農	業	委	員	会	長	荒	木	隆	志

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（篠原正男君） 昨日に引き続き予算特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開きます。

本日の予算特別委員会に説明のため出席した者を報告します。町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

◎説明の訂正、補足

○委員長（篠原正男君） 副町長から3月8日の会議における議案の説明内容の訂正及び昨日の企画環境課長の質疑、答弁での不足資料提出の申し出がありましたので、説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） おはようございます。ただいま委員長にお許しをいただきましたので、お時間を頂戴いたします。平成30年度一般会計予算の歳出につきまして私より説明をいたしました内容について誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

平成30年度予算書の71ページをお開きください。71ページ、7目の地域振興費において地域おこし協力隊と集落支援員の予算について説明をさせていただきましたが、そのうち集落支援員は平成30年度は6名の活動予算を計上していると説明をいたしました。6名が8名の誤りですので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

なお、地域おこし協力隊と集落支援員の予算の詳細につきましては、この後企画環境課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 企画環境課長、山本契太君。

○企画環境課長（山本契太君） 昨日は、きちっとした説明になっておりません。大変失礼いたしました。きょうお配りしている資料に地域おこし協力隊と、それから集落支援員のそれぞれの…

（何事か声あり）

○委員長（篠原正男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時07分

○委員長（篠原正男君） 休憩前に引き続き説明を開始してください。

山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 重ね重ね申しわけございません。きのうの地域おこし協力隊と、それから集落支援員の部分の昨年の予算と比べた、対比した表で少しお配りしました。この中で、まず地域おこし協力隊ですが、報酬の右側の要因というところに隊員数が15名から13名というふうになって、減少しているにもかかわらず、補助金がふえているのはというところもありました。それで、簡単にご説明しますと、報酬はもちろん減っておりますが、いわゆる卒業隊員といいますか、卒業される隊員の起業に向けての支援ということで、1人100万円の補助が出るという制度設計になっておりまして、それが去年は3名だったところがことしは5名ということでふえるので、その分で補助金がふえるという形になっております。全体としての予算は、300万円程度昨年より減額しているということでございます。

それから、集落支援員につきましては、これが大変失礼しました。7名が8名になると。7名のうちの1名、8名のうちの1名は、ここにも書いておりますが、資源保全推進会連合会のほうで兼務されているということなので、実際に報酬が私の担当のほうから出るのは今年度は7名ということになります。それから、こちらの部分については家賃等の部分もふえるということで、家賃部分49万9,000円ふえているよということで、合計でも昨年から比べると200万円程度上がっているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 説明が終わりました。

◎議案第15号

○委員長（篠原正男君） 議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算の件を議題とします。

歳出の3款民生費について質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、新井君。

○8番（新井正治君） 94ページの13節委託料になりますけれども、地域生活支援事業委託料、こちらの事業内容と対象者の数をお知らせいただきたいのと、あと103ページ一番上の子ども・子育て支援事業ニーズ調査業務委託料、こちらの事業内容を説明いただいて、委託先を教えてください。

以上、2点です。

○委員長（篠原正男君） 折内保健福祉課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） それでは、94ページ、地域生活支援事業の事業内容についてご説明申し上げます。

この事業につきましては、養護学校を卒業された方が家庭で過ごすのではなく、例えば1日ですとか半日を施設において過ごすという形をとります。その施設に預かっていただく部分を委託としてお支払いするものでございます。利用内容としましても今説明したのですが、施設のほうに行きまして過ごして、例えば障害があれば少しでも改善されるようなりハビリ等もありますし、いろんな事業があります。それと、今回の対象者の数につきましては1人ということになっております。

また、委託先としましては、考えられるところは町内にありますキラさんですとか、倶知安にありますさやえんどうのような施設が考えられるところでございます。

それと、103ページ、ニーズ調査の業務内容ということでございます。ニーズ調査につきましては、31年度に子ども支援計画を見直す作業がございます。この作業に当たりまして今回例えば保護者の方のどのようなニーズがあるか、またそのニーズに対してどのように対応していくかという計画づくりのためにアンケート調査を主にして、ニーズの調査を行うものでございます。なお、委託先とのご質問ですけれども、まだこの部分につきましては入札等実施しておりませんので、業者は未定となっております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 新井委員。

○8番（新井正治君） 今の103ページの子ども・子育ての委託料の件なのですが、こちらの業務は行政のほうでできるような簡単な作業ではないのでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） このニーズ調査につきましては、アンケート調査が主なことから、その分析等していただくことにしております。その部分におきまして今度の子どもをどのように支援していくかの計画づくりの全国的な内容ですとか、その中で町村に合ったものとか、いろいろな参考事例もあわせて計画に盛り込んでいきたいということなので、専門性の高い業者委託を考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 新井委員。

○8番（新井正治君） 何度も済みません。そうすると、調査と分析までを一括して委託するようなイメージでよろしいのですか。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） おっしゃるとおり、ニーズ調査になりますので、単に子どもがどのようにふえてどうするという問題でもなく、やはりニセコ町に合った子育て支援というものを検討するために調査と分析、それをお願いすることにしております。

○委員長（篠原正男君） 2番、浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 96ページ、19節、負担金の一番下になりますけれども、地域活動支援センター運営事業補助1,200万円、これは説明があったかと思うのですが、前年より450万円増というふうに伺っていますけれども、再度細かい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 浜本委員のご質問にお答えします。

この部分につきましては、地域活動支援センター、いわゆる生活の家の補助でございます。この部分につきましては、説明の中にもございましたが、現在の生活の家の運営に関しましては高齢者、高齢になってきております。今までにつきましても運営に当たっては従業員の方3名によって行われておりましたけれども、現在は2名ということです。生活の家につきましては、現在9名の方が

入所されており、その多くは知的の部分と障害の部分、こちらの方を受け入れをしております。受け入れに当たりましては現在の従業員につきましては2名、人件費につきましては今までニセコ町のほうで補助しておりました金額の部分につきましては人件費に回るところも少なく、今モチベーションの問題もありますし、介護職員の募集の問題もございます。今生活の上で直面しておりますのは、従業員につきましては2名から3名体制にしたいと。それも職員体制で行いたいこと。職員に非常に負荷がかかっている部分に対しまして人件費的にもきちっとした金額も払いたいという部分もございます。現在支払われている人件費につきましては、約680万円程度の人件費が払われておりまして、要望的には3人になりますと大体1,100万円程度の人件費となります。680万円からなりますと大体単純に計算しまして400万円何がしの人件費が不足になるために、今回その人件費の一部補助という部分で450万円程度の額の補助金を増額しております。これらのことによりまして、先ほど新井委員のほうにもご説明しましたが、キラですとか、さやえんどうまたは生活の家のほうでもそういう一時預かりの部分の新たなこともできることもありまして、今回1名増員の人件費補助を計上しております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） よくわかりました。今後の見通しと云ったら難しいかもしれませんが、今後このような形でどんどんいろんなものが膨らんでいく可能性があるのか、ことし450万円を補助することによってある程度安定したものになっていくのか、その辺今後の見通しについてわかる範囲で結構ですけれども、伺いたい。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） ニセコ生活の家の施設の規模としましては、現在の最大収容人数が10名までとなっております。先ほどの説明のとおり9名ですので、1人ふえることによりまして手数料ですとか、そういう部分の増額、それが見込まれることもございます。浜本委員のご指摘のように、今の現在2名体制から3名体制になりますと介護の部分ではかなり介護される方にも優位な介護サービスが受けられるということもございまして、やはり介護に従事する方々の希望と云いますか、そういう部分では今回の補助は非常に有意義だと思っております。今後の部分につきましては、やはり人件費につきましては定期昇給ですとか、そういう部分はございますが、若干の上昇はあるにしても、現在の体制であれば十分に経営が成り立っていくかというふうを考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 9番、猪狩委員。

○9番（猪狩一郎君） 100ページの13節になるのですか、委託料の中ほどに高齢者声かけ支援事業委託料81万円の、これのご説明と101ページ、新しくできました20節扶助費の成年後見制度利用支援事業についてをもう少し詳しくお願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 声かけの委託のことにつきましては、現在ニセコ社協のほうに声かけのほうの業務を委託しております。この部分につきましては、独居老人または声かけの必要な

家のほうに訪問しまして、状況を確認してうちのほうにお知らせしていただくというところを行っております。この声かけ以外にも配食サービスですとか、そのような部分で1人の世帯ですとか、高齢者の世帯を回るようにしまして見守りといいますか、そんなことを実施しております。

それと、成年後見制度利用事業後見報酬扶助、この部分につきましては後見制度が始まりまして、例えば今現在ですとニセコでは京極社協のほうに後見を依頼している方がおります。そういう方の報酬を実は本人の資産のほうからお支払いすることになるのですが、低所得であったり、その財産が少ない場合、後見をするのですが、その費用が払えない場合、裁判所等の命令もございまして、そういう部分につきましては町が立てかえてといいますか、町がその部分を見るということになっておりますので、この部分を扶助費として計上しております。

先ほどの猪狩委員の声かけの関係ですけれども、補足しますと現在ニセコ町内で36名の方が登録されておまして、訪問しております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） まず、1点目ですが、ただいま成年後見人制度利用の云々というものもありましたけれども、これもちょっと聞いてよろしいですか。まず、94ページの上のほうのところでは成年後見人制度利用手数料6万9,000円というのがありまして、それからその後に99ページにも成年後見人制度利用手数料、これはこの件、これ項目が違うのしょうけれども、同じ6万9,000円というのが載っているのですけれども、この説明していただきたいことが1点と、それから100ページのところで、100ページの真ん中あたりなのですけれども、高齢者私道除雪委託料というのがかなり増額しておりますけれども、これは高齢者がふえた、必要な方がふえたというか、そういうことでその中身、前年度の予算から比べるとかなり増額しているようですので、そこをちょっと説明していただきたいと思います。

それから、もう一つ、今の項目のところの上のところですが、認知症初期集中支援事業業務委託料というの、これも減っているのですけれども、現在認知症非常に増加していると言われていたのですけれども、この減額した理由です。

それから、103ページになりまして、103ページの20節のところでは扶助費のところでは子どものところなのですけれども、児童手当というのがあるのですけれども、ここの児童手当というのはゼロ歳から中3までですか、これ子どもの数がふえていると言われていたのですけれども、この児童手当の額はわずかですけれども、減っていつているのですけれども、その点についてちょっと説明していただきたいということがあります。

それから、同じ103ページ、その下のところなのですけれども、児童福祉施設のところでこども館のことで載っているのですけれども、これ予算額が去年よりふえたのは、最大限70人が定員ですか。70人が定員で、今度日曜、祝日も開館するということで職員をふやすということなのですけれども、この内容の中にはこれを登録している人たちだけの限定の利用できるようになっているのか、外部からの方もできるのか、ここの内容についてちょっと説明していただけたらと思いますので。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） まず、成年後見人の手数料6万9,000円に関しましては、基本的には障害者の部分の方の成年後見のときの町長申し立てに関する時の手数料が6万9,000円、それと99ページの成年後見人の手数料につきましては高齢者の方の部分での申し立てということで、2つに町長申し立ての手数料を見ている状況でございます。

それと、100ページの高齢者の私道除雪というところで、斉藤委員が増額と言われておりますけれども、減額となっております。昨年度が252万9,000円の予算に対しまして、本年は207万4,000円ということです。主な減額の理由につきましては、利用者の数が減りまして、除雪のメーター数が下がったための減額という形になります。

認知症初期チームの部分につきましては、昨年初めて30万円の予算を持ちまして開始しております。このチームの部分につきましては、チームの主眼となる先生につきましては同じ先生ということで、倶知安、ニセコ、蘭越町と共同においてできないかということで30万円の予算を設けております。1年間このチームの運営をしたところ、委託料から何からを計算しますと18万円できるとい形になりまして、現在18万円の金額としております。なお、認知症のチームにつきましては、ニセコ町におきましては倶知安厚生病院の土田先生、それと保健師2名、上仙並びに青木保健師がこのチームのチーム員として活動しております。

児童手当につきましては、例年の実績を加味しまして計上しております。児童手当の計算につきましては、子どもの成長とか、1年ごとに学年が上がったり、中学生に上がったり、または親の所得の部分で変更する部分がありますので、厳密には実績という形の計上となっております。

それと、最後の質問でこども館の関係でございます。こども館につきましては、現在60名定員でやっておりましたが、30年度においては70名と。委員のおっしゃるとおりでございます。70名になりますと、子どもの安全ですとか、預かる部分の保育の部分では資格を持った主任支援員というもの4名、またその補助に関しては4名ということで8名を想定しまして、人件費を上げています。また、日曜日、祝日の業務に関しましては、年間約28日、大体1人のお子さんですと8時間預かるということで500円の、1時間……500円だったかな。というので、預かるということで収入も同じように見込んでおります。

それで、先ほどの登録のことでございますけれども、ニセコのこども館につきましてはあくまでもニセコ町内の子どもに対応しております。倶知安から預けるというようなことは想定はしておりません。また、日曜日、祝日に関しましても現在の入所を許可した方以外の子どものごも考えてございます。といいますのは、臨時的に預かってもらいたい、両親がそれぞれ仕事をお持ちになって日曜日なり祝日なり預けるということで、その間に関してはまたルールを今検討中ではございますが、例えば雇用証明などをもらいましてある程度雇用に従って預からなければならないというところを考えて設計をしております。

なお、今現在支援員のほうの募集も終わっていますが、なかなか先ほどの介護と同じく保育の関係につきましても人がとといいますか、人が集まっていない状況でございます。これにつきましても事故のないよう今後ちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） 今最後のところでこども館のことなのですけれども、ふだん平日預かっていない子どもたちも利用できる。ニセコ町の子どもであれば日曜、祝日も利用できるというお話だったと思うのですけれども、私がお聞きしたかったのは、もう最初から登録していないけれども、日曜とか祝日だけでも利用したいということは可能であるかということと、それからそのときには費用はどうなるのかということ、ちょっと私説明聞き落としたかもしれません。済みません。もう一回説明していただきたいということ、それから先ほど伺いました成年後見制利用を6万9,000円、それぞれ障害者と高齢者のほうに分けているのですけれども、これ利用者はこの費用というのは1名の費用で、毎年大体計上していると思うのですけれども、実際に利用されているのですか、これは。その点ちょっともう一度伺わせてください。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） こども館に関しましてまずお答えします。

現在日曜、祝日のほうの部分を考えていますのは、臨時的といいますか、きょう来てきょう預かるというのはやはり支援員、必ず日曜日があれば常駐させることはできるのですが、来るときと来ないときが、いろいろ参考としていますのは幼児センターの部分の参考にしておりますが、ある程度の余裕を持った予約制というような形で考えております。その予約をしていただいた中で、ニセコ町に在住して、ご両親が仕事を持っている。どうしても日曜日、祝日預かるというときに関して開所といいますか、こども館をあけるといふふうに考えております。

先ほど手数料につきまして私500円と言いかけてましたが、1時間当たり300円、これも幼児センターのほうと同じような考え方で検討を今進めております。

それと、町長申し立ての成年後見の関係でございますが、毎年6万9,000円の手数を計上しております。過去において1件、1人の方が成年後見の町長申し立てというのを行っております。昨年度はおりません。ゼロでございます。

○委員長（篠原正男君） 齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） 済みません。毎年今説明していただいたように障害者のための成年後見人と、それから高齢者のと別れていて、今おっしゃったように昨年1件あったのはどちらか1件が利用されたということですか。

それと、もう一つです。ちょっとまたあれで申しわけありません。今のお話だったら、もう確認なのですけれども、余裕を持った予約制でしたら、例えばこの1日だけ、ふだんこども館に登録していないけれども、この日だけ預かってほしいとか、1時間300円、だから幼児センターの休日ですか、保育と同じような感じで前もって予約すれば、それは可能なわけですね。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） まず、1点、町長申し立ての関係につきましては、高齢者の方が1名使用しました。

こども館につきましては、やはり余裕を持ってということで、今齊藤委員のおっしゃるように登

録ということではないと思っております。余裕を持って、申請されたときにその方々のちょっとこちらのほうも審査といいますか、状況を確認させていただいて預かるというような形だと考えております。

（「いいですか。今私がちょっと答えていただけなかったんですけど、1日でもいいんですかということを確認したかったんです」の声あり）

大変申しわけありません。1日、日曜日なら日曜日で構わないかと思えます。1回でもいいと思います。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） 94ページ、委託料で先ほど出ました地域生活支援事業、日中一時支援事業、この地域生活支援事業というのは必須事業と任意事業に分かれて、任意事業の一つとして日中一時支援事業があると理解しています。ニセコ町として任意事業にこの事業以外にどのような事業があるのかを教えてくださいというものが1つ。

それから、96ページの地域活動支援センター、先ほど生活の家のことが出ました。この生活の家のニセコ町における役割というか、位置づけ、その辺をどのようにお考えなのかということが1つ。

それから、100ページの委託料で、地域サークル活動支援ボランティア養成業務委託料、これ地域によるサークル活動を支援するボランティアを養成するというふうには理解しているのですが、どのような地域のサークルがあるのかを教えてください。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） まず、96ページ、生活の家の位置づけということに関しましては、副町長からの予算の説明のときにも説明してございますが、この施設につきましては先ほど言ったように知的、障害にとってのニセコ町の受け皿としての貴重な役割を担う施設ということで位置づけをしております。また、この位置づけのために現在までにおいてもその施設に対しましては補助を行って、安定的な運営または将来の構想等も行ってきていたところでございます。ただ、今回従業員の方々がやめられたり、運営されている方々が高齢になったためになかなか手厚い介護サービスができないというところがございますので、やはり先ほど言いました中心的な施設ということの位置づけでございますので、支援をしていくというふうに考えてございます。

また、次の地域サークルとしてボランティアの部分、養成、どのようなことで考えているかと。現在ボランティアグループとして何があるかというのをお答えしますが、現在貯筋教室というものがございまして、体力の維持等を行うボランティアグループ、または地域の見守りですとか、それぞれの生活の支援というところでは中央元気会というところがございます、日々の活動しております。今回この予算措置しました地域サークル活動支援ボランティアとしましては、先ほどの答弁の中にもありました。今日常的に介護関係のボランティアといいますか、人材が不足しております。ニセコ町の中におきましても任意事業の中におきましても一時日中の高齢者の居場所ですとか、活動の場所というものをつくっていかなければならないというのが実態でございまして、これらのボランティアを養成する、どんなことがボランティアでできるのか、またこんなことをすればボランティアなのだというようなことを知っていただくために、このボランティアの養成講座を今回初

めて行うということで予算計上しております。この部分につきましては、保健師も中心となりながら、ボランティアの育成ということでの委託をしながら進めていこうというふうに考えてございます。

それと、94ページの委託、生活支援のほかのものというところの、任意事業のほかの部分というところでは、少々お待ちください。そのほかの事業としましては、外出の支援サービスですとか、軽度の生活助成事業等のものを用意してございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） 生活の家の件に関して、大体予想した答弁なのですが、ニセコの障害福祉計画というのがあって、これが求めているものというのは障害があるなしにかかわらず、個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するというところにあるわけです。そこで、大事なところは、この生活の家という施設がそういういわゆるハンディキャップを持った人たちと健常者ということは余り好きではありませんが、そうではない人の交流の場としての位置づけというのが非常に大きいものがあると思っていますのです。例えば餅つきですとか、それからバザーを開催したりとか、そういったところで町民が交流できる場であるという、その部分ももう少し認識していただきたいと思ってちょっと質問いたしました。

それから、地域サークル活動支援ボランティア養成業務というのは、地域にそれぞれいろんなサークル活動があって、それが例えば高齢者か何かやっていて、それをボランティアが支援するというふうに理解したのですが、そういうことではないということなのでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） この部分につきましては、業務内容として行うのは講座、ボランティアというのはどのような、ボランティアの人の活動内容はどのようなものかというような講座を2回ほど行い、また地域の方々が、例えば先ほど言いました中央元気会等の方々が今後の活動をどのようにしていったらよいかというようなところのアドバイスをするというようなこともこの業務委託のほうに入れてございます。また、先ほど言いましたとおりにこのサポートの部分につきましてもアドバイザーにつきましても回数もある程度限られておりますし、講座も2回ということで、それ以外の部分につきましては保健師の活動を通じながらボランティアの養成を図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

歳出の4款衛生費及び5款労働費について質疑を許します。質疑はありませんか。

青羽委員。

○3番（青羽雄士君） 多分1点で終わります。113ページの委託料で、環境モデル都市アクションプラン策定委託料で1,500万円、そしてその下、中央地区エネルギー面的利用云々で5,100万円、合

わせて六千六、七百万円の計上されております。恐らく私が前回のときにそれこそ中央の綺羅乃湯の温泉の井戸が不都合が出てお湯が余り出てきていないというようなことで、早急に井戸を掘ってやればいいのかというようなことを言ったつもりでおります。それに対して、たしかただ井戸を掘るだけだったら国や道からの有利な補助金がないというようなことで、多分いろいろとそういう有利な補助事業を利用しながらそういったものを考えていると。それも早急に掘らなければならないというのは、町のほうも理解しておられると思っております。そこで、これでたしか事業費としては200万円、そして委託で熱源の調査で5,000万円だとか、アクションプランのほうでは1,500万円というふうになっています。それで、事業費のほうの200万円とはどういった内容のことなのか、またそれこそ委託費、熱源調査で5,000万円かけて、その後どのような仕組みでその井戸を掘るような形に進んでいけるのか、その辺をご説明願いたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 補足資料の8ページだったかな。CO₂削減のためのエネルギー構造高度化に向けた環境モデル云々というのをお示ししているかと思えます。その中でまず、全体の事業としては現在6,870万円程度を予定しております、そのうちの事業費というのは講師謝礼と。いろんな事業全体を含んでおりますので、掘削事業だけではございませんで、いろいろあるのですが、事業費の中身のまず講師謝礼で67万円程度、これまでも行っておりました小規模事業所だとか、大手のホテルさんとの勉強会の中でCO₂を減らしていただくためのさまざまな取り組みを行っておまして、そのための専門家を派遣していただいて、またいろんな熱効率を上げるだとか、コストを削減するだとかということのための講師をお呼びすることで67万円程度、それから旅費としてここでいうと112ページの9節の特別旅費がそれにも入っているのですが、この中の100万円が旅費に入っているのですけれども、役場の新庁舎建設に当たって先進的なZEBという、いわゆるゼロエネルギービルとして活用している都市がありまして、そこへの視察等々含めて100万円の予算化をしていると。それから、各種印刷製本で環境モデル都市の取り組みの印刷製本で23万円、それから消耗品、チラシで9万円程度と。これで200万円という事業費になっております。ということでございます。

それから、委託料の先ほど直接ご質問のありました113ページの部分についてもこの2つ目の環境モデル都市のアクションプランの作成、それからその下の中央地区エネルギー云々の委託、これらもエネルギー構造高度化にのせて事業を実施する予定でおります。この5,000万円のほうのエネルギー一的利用というのは、温泉熱を利用して、あの地域に熱を供給できるかどうかの調査をするというたてつけで、これはアクションプランにも既に第1期のときにもあの地域をいわゆる熱供給地域ということで位置づけて実施するということが書いてあるのですが、それを温泉熱を活用して、例えば公共施設等にも熱供給をする。例えばそこから熱交換をして暖房に使うとか、そういうことができるかどうかというような調査検討をさせてもらうという中身になっておまして、その調査検討に当たって温泉の掘削を実施すると。そのようなたてつけでございます。それで、温泉掘削については、今月中には内示が出ようかと思われますので、なるべく早く新年度に入った時点で契約等の取りまとめをして実施できるようにしたいと考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 青羽委員。

○3番（青羽雄士君） 余りはっきりと理解できなかったのですけれども、面的熱源云々ではそれは理解しているつもりでいます。アクションプラン、環境モデル都市としてそういった活用。ただ、私が言いたいのは、それを大義名分として温泉を掘る事業を早急にうまく利用するためにまずはこれを利用したのではないかなと思っているのです。ですから、実際温泉を掘って、今掘るまでの内示がある程度約束されたようなことになっているのですけれども、何かその辺の過程が見えなかったものですから、その辺だけちょっともう一回説明だけいただければ。

○委員長（篠原正男君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 我々としては、温泉を掘り、温泉を綺羅乃湯に使うということを前提としたいという考え方で進んでおります。それらも含めてご相談をさせていただきながら、かつそれを地域の、実際に今想定なのですけれども、綺羅乃湯の現状としては約300リッターの37度の予定です。これが全て綺羅乃湯に使われているわけではないということなものですから、それらの配分も含めて地域にも活用し、綺羅乃湯にも活用するというような形で温泉掘削を実施したいと考えていて、それらを現在補助元とも相談をして申請を上げている状態ということでございます。それでよろしいでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 猪狩委員。

○9番（猪狩一郎君） 114ページ、まず2目の塵芥処理費でございますけれども、これ本年度が1億5,700万円何がしと昨年度が1億4,300万円で、1,400万円ほど値上がりしたのですけれども、それでその前は245万円ぐらいだったのですけれども、約6倍も上がった理由は何になるのかと、それから115ページの13節委託料で一番下になります浸出水処理施設の維持管理、これとその下の最終処分場の業務委託料の件なのですけれども、これも昨年と見ますと30万円9,000円、89万7,000円下がっています。これお聞きしたいのですけれども、やがてことしでいっぱいになるのでしょうか。それと、このまま埋め立てを継続して入るだけまだ詰めていこうと思っているのか、それともしこれを中止した場合、浸出の水出るのをバルブか何かでとめるようになるのか、それとも今の既存の建物というか、置いてあるものが永久にこれをやっていかなくてもいけないのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（篠原正男君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

塵芥処理施設の増額につきましては、今年度から不燃物関係の民間、最終処分場の埋め立て関係は民間に委託するという部分と燃やすごみ量が相当量ふえておりまして、それらに係る収集運搬の事業費と、それから資源ごみの分別、保管等の事業費もそれらも含めて増額をしております、大きくなったかと思えます。

それと、最終処分場の115ページの関係なのですけれども、一番下で浸出水処理維持管理の関係と、それから最終処分場の管理業務委託料に関しましてですけれども、浸出水の処理維持管理部分については必要最低限の維持をするということで、これまで巡回点検というのですか、そういった部分

を週1回実施していたのですが、それらを月2回に変更させていただきまして、機械設備も必要最低限の修繕にするということを考えております。それと、最終処分場の管理委託料につきましては、本年度3カ月分の埋め立てをできるような予算措置を考えておりまして、というのは蘭越に、最低でも3月までは蘭越の破碎処理施設に持って行っていきますので、それから持って帰ってくることを考えますとある程度の部分を埋め立てする必要があるのとはここには一括して施設の除雪関係とか、そういった部分も委託料に含めておりますので、そういった部分で予算が出ております。

それと、この施設を休止して予算つけないということではできないのかという部分でございますけれども、これまでも説明させていただいておりますとおり、何かあったときの対応のためにその施設を使えるようにしておかなければならないというふうを考えておりまして、例えば浸出水処理施設だと処理、そういった部分の微生物が管理しないことで死滅してしまうとそこは利用できなくなることとなりますので、これは廃止してからも、もし最終処分場を廃止して以降もきれいな水になるまでは維持管理をしていかなければならないということが決められておりまして、何ら処理をしなくても水を川に放流していいレベルまで水がきれいにならなければ、廃止して以降もできないわけです、今ニセコ町では逆にそれを使っていこうと。何かあった場合にはそこにいつでも入れられるよということをしようとしているので、必要最低限の管理をしながら維持していきたいということでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 2番、浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 何点か質問させていただきます。

107ページ、13節委託料、一番下になりますけれども、助産師の訪問産後ケア業務委託料、これの内容をもう一度説明をお願いしたいと思います。

それから、109ページ、19節、一番下になりますが、ニセコ町衛生組合連合会補助5万6,000円ですけれども、この会の成り立ちといますか、内容を説明願いたいと思います。

次、112ページ、8節報償費、講師謝礼76万9,000円とありますけれども、この内容の説明を再度お願いします。

それから、115ページ、13節委託料、この中の一般廃棄物不燃・粗大ごみ処理業務委託料615万6,000円、この内容も再度説明願います。お願いします。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） それでは、私のほうから産後ケアの事業についてご説明申し上げます。

この対象者につきましては、産婦、新生児、乳児のうち支障がないケースの方々、お子さんを産んだ方ということが大前提となっています。内容としましては、母親の身体回復のための支援ですとか、授乳の指導及び乳房のケアですとか、またお子さんが生まれましていろんな精神的にも不安定なところ、または不安なところ、これらのところを取り除くということでケアをするというふうを考えております。このケアの仕方につきましては、訪問という形を考えております。その母親の

家庭に行くということです。では、誰が行くかといいますと、今検討しておりますのは助産婦さんでございまして、近隣ですと真狩村のほうになみうち助産院というのがございます。これらを念頭に現在は検討しております。また、予算の関係でございまして、委託という形をとろうとしてございまして、大体産婦の方30名程度を2回ほど訪問していただくような形、または2回ほど訪問ということになっておりますが、中には1回で終わる方もございますので、適宜そのお産の範囲の中で訪問をしてもらうというような形で考えてございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 109ページのニセコ町衛生組合連合会の関係ですけれども、各町内会に衛生組合員さんという方を指名いただいて、うちのほうでそれらの方の集まりとして連合会ということで組織をさせていただいております。報酬等はないのですけれども、ごみ処理のステーションの管理とか、それからクリーン作戦とか、そういった部分にご協力いただく際にもご案内させていただいておりますし、ごみの分別とか、そういった部分でご協力いただいている団体でございます。

それと、115ページの一般廃棄物の不燃、粗大ごみの処理業務委託料でございまして、これにつきましては本年度から新たに実施しようとしているところでございまして、今現在不燃物、粗大ごみ、それらにつきまして一括民間に委託をして選別、分別しながら、最終的にはそちらの事業所の管理型の最終処分場に埋め立てしてもらうまでの予定を考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 112ページの8節報償費の講師謝礼ですが、環境モデル都市推進事業講演会として、環境モデル都市のさまざまな啓発の関係で30万円、それから先ほどもちょっとお話をしましたが、ことしについては小規模事業所の皆さんのエネルギー診断ということで、コスト削減ですとかCO₂削減を狙ってのエネルギー診断をやるための専門家の招聘ということで、そのための謝礼で45万5,000円という予定をしております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 済みません。浜本委員の質問で補足させていただきます。

なお、この委託料といいますか、訪問の部分の経費としましては1回当たり約1万7,000円程度かかっております。その中で今回自己負担を500円、これは交通費となる部分の自己負担を考えてございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） よくわかりました。一般廃棄物、今横山課長のほうから答弁ありましたけれども、これは最終処分場に行く経費ということで考えてよろしいですか。この経費のというか、毎年このぐらいの料金が多分かかっていく。ふえても減ってはいかないと思いますけれども、この

算出方法というか、どのようにしてこの数字が出てきたのかが今お答えできるのであれば、こういう基準でこのようにしてこの金額が出ましたというものがわかればお知らせを願いたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） この一般廃棄物の関係につきましては、粗大ごみと不燃ごみの関係でございます、これまで量的にはそんなにふえてきてはおりません。年間150トン程度という押さえをしております、これらを処理するに当たって、今現在可燃物についてはトン当たり3万8,000円で委託をしてRDF化している状況でございますけれども、ごみについては燃えるごみ、燃やさないごみということで出すほうでは区別するのですが、ごみ自体は区別することではないので、トン当たり可燃ごみと同程度の金額で選別から、それから最終的に埋め立てするまでの料金として考えておまして、それらの単価を掛けましてこの数字を出しているところでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 高橋委員。

○10番（高橋 守君） 今の浜本さんの質問と一緒になのですが、107ページ、2目13節委託料の助産師の訪問ケアの部分でちょっとお聞きしたいと思ひまして、内容はわかったのですが、これは全く訪問するだけで、講習会とか、そういうのはないのでしょうかと思ひまして、まずそれが1つと、それからこれ不妊、不育治療3名くらいを見ていたと思うのですが、これ僕もちょっとわからないのです。不妊はわかるのです。不育というのは、子どもが宿ってから育たない部分のことをいうのでしょうか。ちょっと済みません。その辺をお願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 高橋委員の質問に回答します。

産後ケアにつきましては、講演会等はありません。あくまでも産後の母親のところに訪問するという形でございます。

それと、2番目の不育でございますが、委員おっしゃるとおり妊娠はしましたが、育たないというようにときに不育治療を行うということになっております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 高橋委員。

○10番（高橋 守君） なるべく、一般質問できないので、ちょっとこの107ページの2目の助産師の問題なのです。これ非常に重要なことだと思ひて、この予算つけていただいたのは大変ありがたいかなと。実は、ニセコ町の場合は子育ての部分から子がある程度保育所とか行くような部分にはかなり手厚くされているのですが、今の子どもたち、特にニセコ町ならばいわゆるここに働きに来て家族がいないという中で子どもが生まれて、隣近所余り知らない中で子育てをするということで、子育てでノイローゼにかかってしまう、鬱病になってしまうとか、非常にそういう子が多い。そこにやはり相談する人がいないという部分が非常に多くなってきて、なみうち助産院、ここへ行っていろんな自分の人生をそこで解決したということがあるみたいなのです。これは、ニセコ町という特殊な、ここに働きに来ている若い人たちが子どもを産むという部分が多いのと例えば僕が講習会

はどうなのかと言ったのは、これ女性だけでは解決できない。というのはなぜかといったら、僕もちょっとその話を聞いたのですが、やはり産後女性が流しで水を使ってはいけないとか昔言いましたね。1カ月くらい働いてはいけないという。それが意味わからなかったのですが、それが今助産師の方々からいろいろ話しすると、やはりそれが大人になって、いわゆる更年期ぐらいになると失禁するような状況が起きたり、それから頭痛がするようになったりというのは、子育てをするときに一番問題があって、特に今の若い子たちは仕事はしないけれども、スマホを使うとか、そういうことが最終的に更年期になって大変になるということらしいです。そういうことがあるとすれば、これは女性だけでは解決しない状況なので、やはり男性も周りもそれを確認しながら子育てしていかないと将来的にいろんな問題が起きてくるのかなと思ひまして、この講習会等もいろんな形で行って、夫婦で来てもらったり、周りも来てもらったりということが必要なのかなと。この辺は、これからうちらニセコ町としてはそういういろんな家族がいない核家族化の中で子育てするというこの問題が起きてくるとすれば、その辺はやっぱりこれからここにある程度の予算を組んでいってもいいのかなと思ひました。本当にこれは、僕も話を聞いてちょっとそうなのかと。僕らの時代もそんなことをしなかった時代だったので、そういうことがあるとすればもっと若い人たちにわかってもらったほうがいいのかなと思ひまして、ぜひともこの予算は今後ともいろんな形の中で拡大していっていただきたいと思ひます。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 大変ありがとうございます。私ども原課としましてもニセコ町に実家がないとか、実家が遠方で里帰りをせず夫婦で子育てすると、そういう悩みに対しましても少しでも一翼を担いたいということでこの予算措置をしております。また、今委員のおっしゃるとおりで、実は波内さんの講演に関しましても先日、保健委員会というのがございます。これは、日ごろ保健委員さんだけに講演を聞いてもらっておりますが、実は今回女性のホルモンですとか、女性の体というような部分で浪内先生に講演してもらうことになりましたので、広く町内のほうにも周知しまして、講演を聞いていただくような体制をとっております。今後もそういう単独といいますか、保健委員会並びに保健師方の研修会、それらも活用しながら、産後の肥立ちの大切さとか、その辺のお話も進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（篠原正男君） 高橋委員。

○10番（高橋 守君） ちょっと言い忘れました。それで、今回いわゆる助産師さんのほうが2回程度訪問するという形ということがありましたが、実はやっぱりある人によると突然自分に変調が来て、あるところではそのときにそこへ行けるように何か回数券みたいのが3回くらい、回数券を町自体が持っていて、それでその回数券を持ちながらその人のところへ訪ねていっているいろんなことをケアできると。いわゆる訪問してもらうのを待ち切れないうる人もいるので、今後そういうほうの形も考えていただければと思ひます。

○委員長（篠原正男君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 一般質問のかわりということもありますので、ちょっと私のほうでも保健師さん、うちの保健師初め原課からの切実な要望もあって今回予算化させていただきました。東京

都を初め大都市ではほとんどもう既に不育も始め、助産師の産後ケアやっております、今高橋委員おっしゃられた、議長おっしゃられた回数券方式が相当実は多いようであります。今後それらのことも検討していきたいと思いますが、実はニセコ町内でも乳房のおっぱいを出し切るのを知らなくて、後で乳房炎にかかってずっと大変な目に遭ったとか、基本的にそういう親からの引き継ぎを受けていない単独のご夫婦たくさんおられますので、その辺今言われた趣旨も踏まえて、あるいは講演会も含めてまた検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） まず初めに、107ページの子ども向け予防接種です。定期予防接種、任意予防接種あるのですが、町政執行方針の中で一部に予防接種の全額公費負担というのが書かれていまして、これはインフルエンザに関して助成するということなのかどうかをまず確認したいということが1つです。

それから、もう一つは、109ページ、先ほど浜本委員からも質問出ていました19節、ニセコ町衛生組合連合会補助、大体内容はわかったのですけれども、この衛生組合というものの設置の根拠というのはどこにあるのかを教えてください。

以上、2点です。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 三谷委員のご質問に答えます。

現在子どもの任意予防接種の委託業務につきましては、おたふく風邪とインフルエンザ、このものにつきましてはインフルエンザは18歳までやっております。予防接種の部分の例えば日本脳炎のように定期になってきた部分につきましては町のほうとしても全額負担、現在のところはインフルエンザということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 衛生組合連合会の設置の根拠ということでございますけれども、これについては食品衛生というか、そういった部分からごみの清掃、環境衛生までの部分で、これまでずっと各町内会に衛生組合員さんということでご指名をいただいて、その方々の集まりを連合会として組織させていただいているところでございます、根拠という部分については町内会の組織の中でそういった活動をしていただくという部分でこれまで町内会からの指名をいただいてうちのほうでお願いをしているということで、町長が委嘱したりとか、そういった部分ではございません。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） インフルエンザの補足の部分につきましては、現在インフルエンザの予防接種の対象は昨年から生後6カ月から高校3年生までに拡大しております、それ以降の部分につきましては全額の補助はしておりません。任意の部分につきましては、先ほども回答のとおり一部インフルエンザのほうは全額負担のほうにはなっておりません。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） 結局「もっと知りたい」、これ見ますと、子ども任意、定期、任意と書いてあって、定期は全額助成すると。任意に関しては、おたふく風邪と季節性インフルエンザがあって、これ去年のですからインフルエンザに関しては3,200円の助成がある。そうすると、全て、要するに3,200円だから全額ではないということで、ことしから全額補助するということなのかどうか。町政執行方針の中で一部の任意予防接種の全額公費負担というのが書かれていたのですけれども、それではこれはどういう意味なのかということでお聞きしたほうがいいのかもしれません。

それから、もう一つ、先ほどの衛生組合、そうするとこれ明文化された根拠はないということになるのでしょうか。この衛生組合連合会というのが出てくるのがたしか廃棄物対策検討委員会の構成員としてそこは出てくるのですよね。そうすると、衛生組合そのものの根拠がこれはないということで、こういう予算組みするということのも何かおかしい話かなと思ってしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 先ほどの三谷委員のご質問ですけれども、子ども向けの任意の予防接種の場合、季節性のインフルエンザを除いて全額の負担をさせていただきます。季節性のインフルエンザにつきましては、まだ現在一部負担ということで、3,200円までは18歳まで一部負担をしますが、それ以降はまだ全額負担のほうには進んでおりません。それで、では任意ではない部分は何だったのかというご質問だったと思いますが、資料が手元にないので、少しお時間をいただきたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私からは、衛生組合連合会の関係についてお答えさせていただきましても、連合会組織は規約を持って組織をしております、役員もそれぞれ選任をさせていただいて進めているところがございます、過去には補助金ということで、コンポストの補助ですとか、そういった部分でごみ処理の関係の整備をしてきたのですけれども、生ごみ処理の役割も終わったということから、補助金についてはなくして、予算はなくしてきたのですけれども、やはり組織の活性化という部分ではそういった予算づけをしながら地域として活発に活動していただく必要があるということから、改めて今回当初見ているところでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時32分

○委員長（篠原正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 三谷委員のご質問です。大変申しわけございません。今調べておりますが、基本的に任意から定期になるものにつきましてはニセコ町において、例えば昨年であれば日本脳炎から何から全て助成を全額としております。今回今精査をしてございますが、日本脳炎との取り違えということもありますので、精査した上で後ほど回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（篠原正男君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） 私からは、衛生組合連合会の関係につきまして、根拠はニセコ町衛生組合連合会会則ということで、第1条で本会はニセコ町衛生組合連合会と称し、事務局を役場内に置くと。第2条として、本会の組織は町内自治会等の衛生組合及び本会の趣旨に賛同する町民をもって組織するというので、事業の目的で第3条ですけれども、本会は町内各単位衛生組合との連携を図り、廃棄物の処理、地域環境美化など生活環境衛生の改善、向上を図り、文化的で健全な生活を確保することを目的とするということで、この会則に基づきまして昨年7月31日にも総会を開催しているところでございまして、これらの活動にさらに活動の活発化をお願いしたいということから、今回補助金を少額でございますけれども、見ているところでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

次に、6款農林水産業費について質疑を許します。質疑はありませんか。

1番、木下委員。

○1番（木下裕三君） 128から129にかけての有害鳥獣駆除に関してちょっとお伺いします。

平成29年度の成果はどうだったのかということともしわかれば28年度からどれだけふえたのか、減ったのかというのを教えてください。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、私のほうから有害鳥獣の関係1点説明させていただきます。

まず、平成28年でございますけれども、カラス、エゾシカ、アライグマ、タヌキその他がございます。そして、28年度はカラスについては捕獲が32、巣破壊が7、エゾシカについては捕獲2、アライグマは45、タヌキゼロ、その他でネズミ1、捕獲はしていないのだ。ネズミは動員だけでしたけれども、ございまして、動員数が192名で出勤回数181回。平成29年度はまだ終わっておりませんが、集計が11月末までしかできておりませんが、まずカラスが捕獲10、巣破壊6、それからエゾシカが16、アライグマが128、タヌキが101でございます。驚異的にふえているという状況で、出勤回数については動員人数が453、回数については396回出勤しているということで、まだ全部集計し終わっておりませんが、既に28年度に比べてかなりの数に上っております。その他、平成29年度は猟友会のほうで捕獲指導等も行っているということで、その回数もちょうと動員数がふえているかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 木下委員。

○1番（木下裕三君） 驚異的にふえているということはすごいことだなと思います。これで、根本的な解決が必要なのかなと思ひまして、もちろん僕は言わずもがなとは思ひますけれども、やはり面的な、全員で面としてしっかりと対応しなければいけないということがあるのですけれども、今後根本的な対応ということは何か考えられているのかとちょっとお伺ひします。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） 有害鳥獣については、基本的には個体数を減らしていかないと、例えばアライグマはつがいに関して6倍でふえてきますので、そういったことを考えるとやはり個体数を減らさないと増加も減らしていけないという状況でございます。基本的にいろんな対策をとっておりまして、以前にもちょっとお話しさせていただいたとおり、まず猟友会さんのほうにこれについては委託でかなりの捕獲指導も含めて捕獲のほうをお願いしているという状況でございます。また、町としても農業者さんみずからが捕獲できるようのために資格の取得、それからわなを自分でかけていただいて捕獲していただく。それから、資格の取得を農業者以外にも含めてふやしているということで、猟友会の人数も鉄砲を持っている方が9名、それからあとその資格で取った方について猟友会さんに入らせていただくようなことで、全体的な包括的な情報共有をして全体的にやっ払いこうという取り組みへ進めていっているという状況です。ただ、これはニセコ町だけ壁をつくってとかと、そういうことはできないものですから、近隣町村との連携も今後図っていかねばいけないという状況で、後志については特に道東のほうは何か道の報告ではかなり減っているという数は聞いておりますけれども、道南のほうが爆発的にふえているという状況から、連携した取り組みが必要ではないかというふうに思っておりますし、広域連合だとか広域で取り組むような対策をとっていかないといけないのかなということで、近隣町村とはいろいろ今意見交換をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 町長。

○町長（片山健也君） ちょっと補足させていただきます。

後志の町村会でもいつも議題になっておりまして、特に羊蹄山麓では菅原町長が羊蹄山麓町村長会の会長やっておられますが、昨年も道に対して広域的な取り組みをしていかないと1町村だけではもう限界があるということで、全体の取りまとめ等を含めて、道の農政部含めて今要請活動を行っておりますので、今後ともこういった広域的な要請活動については強化していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 9番、猪狩委員。

○9番（猪狩一郎君） まず、120ページの8節報償費で、消費拡大PR用のニセコ産米を使わせていただいて、ありがたいなと思っているのですけれども、この評価ですとか、これちょっとお伺ひしたいなと思うのですけれども。

そして、次が125ページの12節の役務費で土壌診断手数料がこれ新たにできました。JAでは前から助成していると思うのですが、それに付随してやるものかどうなのかお伺いします。

それから、126ページの19節、負担金、補助で農業用水路云々が新しく140万円できたのですけれども、これは国営事業に関することに関連することなのかどうか。

それから、128ページの19節で、下のほうにあります森林作業員の就労整備事業の21万9,000円と一番下にあります森林・山村多面的機能発揮対策負担金はどういうものなのか。

それから、129ページの同じく19節、未来につなぐ森づくり推進事業補助の説明をお願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） まず、120ページの消費拡大PR用ニセコ産米の費用20万4,000円でございます。今回これについては、ニセコ町でお生まれになった1歳到達者、それから転入者、それから婚姻届を出された方に対してニセコ町産米5キロを、とっておき米をお配りしているというところでございます。今回転入者がかなりふえているというところで、ふえている状況でございます。ことしの実績まだ出ておりませんが、ことしは若干流用させていただいて対応しているという状況でございます。それから、評価としては、まずはちょっと前にアンケートとっていたりしたことがあるのですけれども、そのときは大変好評で、ニセコ町産米がこのようにおいしいということには知らなかったという方も結構いらっしゃるということで、大変好評を得ている状況ではないかなと思っております。

それから、128ページの森林・山村多面的機能発揮のほうを少し先に説明させていただきたいと思っております。今回新規に森林・山村多面的機能発揮対策というものの負担金を計上させていただいております。これは、平成29年度に新たに国のほうで制定された補助金でございます。森林の適切な管理がやはり予算等の要からなかなか林業不振や山村地域の過疎化、高齢化によって手入れを行う住民が減少しているということから、それを補うような事業ができないかということで、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、それから森林資源の利活用などの取り組みに対して国が支援するというものでございます。今回実は、平成29年度から既に事業のほうを暮らしと森Life with forest、これは地域おこし協力隊の2名が団体をつくって活動しているものでございますけれども、29年度からこういった補助事業を使って森林資源を利用したり、研修活動などを行うというものでございます。29年度は、国のほうの補助のみで間伐材の間伐をしたり、研修をやったりとか、そういう活動をしているようではありますが、今年度はさらに事業を拡大して、北海道と町村も支援するという形で事業を実施するというところで行うというものでございます。具体的には、森林資源を利用するタイプで、町としては26万4,000円、それから森林機能強化タイプとして28万円、それから教育、研修タイプとして3万8,000円の58万2,000円の支援を行うというものでございます。

それから次、未来の森について説明いたします。未来森については、国のほうで民間、民有林の整備を行っていくというものでございまして、これは国が51%、道が33%、町が10%、事業者が6%での負担をしながら、町の負担分として26%をうちの予算でもって同等分を歳入で受けるという

事業でございます。これは、森林組合さんのほう、うちの場合は南しりべし森林組合さんになりますけれども、こちらのほうのほうで事業量、民有林のほうと調整していただいた中で今年度は600万円程度の事業を行うということで、町分の負担として156万円を受けているというものでございます。これについては、森林所有者に対して森林の適切な管理、それから山村の振興を図っていくという目的で事業として行われているものでございます。

それから、作業の森林作業員就労条件整備の事業負担でございますけれども、11人分見てございまして、これについては森林作業に携わる者の奨励金として支給されるものでございまして、南しりべし森林組合だとか、その他林業者に対して、該当者に対して町として就労日数に応じて支援するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 藤田室長。

○国営農地再編推進室長（藤田明彦君） それでは、私のほうから猪狩委員のご質問にお答えしたいなというふうに思います。

まず、125ページの中段、12節役務費でございます。土壌診断手数料ということでございますけれども、今回新たに計上させていただいた予算でございます。これについては、農政課のほうでも農業者の方に助成を行っているのですが、昨年12月に竹内議員のほうから一般質問ありました。工事施行後の生育不良があるという部分で、その答弁の中でちょっとご説明させていただいたのですが、町のできることをまずやりたいということで、土壌診断をやって、まず土壌の特性を把握したいということで今回考えておりまして、今年度実施する圃場の中から畑2圃場、それから水田2圃場を選定した中で土壌診断を町のほうで行いたいなというふうなことで考えております。それと、大きな機械が入るということで、土壌自体の硬度も変わるということで、山中式の土壌硬度計などを使って硬度測定もやりたいなというふうな形で考えておりまして、今回新たな予算要求をさせていただいたところでございます。

続きまして、126ページの補助のこれも新規でございまして、農業用水路等用地確定支援事業補助ということで、これについては水田地域、一般的な水田地域では実は土地改良区を組織して用水あるいは農道ですとか水利施設を管理しているところでございますけれども、本町については土地改良区がないということで、今後用水路の敷地等が底地が個人の名義になっているものですから、今後維持管理する中ではちょっと問題になってくるのかなというふうな形で考えております。それで、今回その土地所有者の方と地元の水利組合の方が話し合いを行って、例えば売買ですとか、それから賃貸借、きちっとした賃貸借を結ぶ、そういう相談されて、それが可能になったものについては早急にやっぱり用地確定測量をやらなければならないなというふうな形で考えております。それで、その用地確定測量の費用の一部を助成したいなというふうな形で考えております。それで、国営事業では一部農地に隣接する用水しかできないのですけれども、小花井のほうで相当大きな面積で圃場整備を行いますので、それに伴って用水関係については国営事業で整備したいなという形で考えておりますし、福井地区については道営事業で一時整理した部分もございまして、今後可能性あるのは近藤、元町方面の用水がちょっと出てくるのかなというふうなことで考えております。

それと、相馬地区と考えております。それで、今回昆布地区の用水路、幹線用水路なのですがすけれども、実は東京の不動産会社の持っている土地に何か所か水路が入っているのです。それがそちらのほうの測量の中でわかりましたので、今回私どもも入った中で協議させていただいて、その土地を寄附いただけるというお話がつかまりましたので、その越境している部分を確定測量を行って、それを寄附いただくというふうな形で、その費用の2分の1、見積もりとったところ、用地確定測量に280万円ほどかかりますので、その2分の1を支援したいなというふうな形で考えておまして、その分新たな計上となっております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 猪狩委員。

○9番（猪狩一郎君） 大体わかったのですがすけれども、例えば土壌診断して、確かに整備した後調べてもらうのはいいのですがすけれども、今寄附いただいた絹丘から客土の形でとる、その土そのものもやっぱり調べていただければ助かるかなと思っております。

それと、今のお話の中で農業の水路等の過程のときに作業道路はどうかかなということ、それから最後になりますけれども、先ほど言われた森林の関係の南しりべしが窓口になってやるということは、これは南しりべし森林組合に窓口として申請すればいいのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） 未来森の関係でございますけれども、こちらのほうは森林組合のほうに相談していただければ結構かと思えます。

○委員長（篠原正男君） 藤田室長。

○国営農地再編推進室長（藤田明彦君） 絹丘の客土の診断ということでございまして、客土に指定するときに診断行っておりまして、客土としては使える土壌ということで受けているのですがすけれども、再度詳しく期成会等を通してお知らせしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

それと、水路の作業道路もということなので、管理も含めてやっぱりどうしても作業道必要となってくると思っていますので、管理幅設定する中である程度その辺も見込んで協議していきたいなと考えますので、よろしくお願ひします。

○委員長（篠原正男君） 4番、斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） 私が質問しようと思っていたところが先に今ほとんど質問されましたけれども、128ページから129ページの森林振興費のところなのですがすけれども、ことし新しい予算もついて林業に対する積極的な方向がちょっと見えてきたような気がするのですがすけれども、この128ページのところから129ページにかけて、余り絞り込んでいないのですがすけれども、19節のところでは北海道国土緑化推進委員会後志支部負担金とか、それから北海道造林協会負担金とかというのが続くのですがすけれども、これは昔から入っていたと思うのですがすけれども、それから続きますね。森林組合負担金、森林作業員就労条件整備事業負担金とか、治山林道とかとあるのですがすけれども、それからもう一つ、129ページになりますと除間伐奨励事業補助といろいろとあります。これこの内容というので

すか、どういう活動を積極的にされているのか、ちょっと伺いたいなと思っています。

それと、もう一点、129ページのところの13番の委託料です。これは、委託料293万円となっているのですが、間伐事業委託料6.92ヘクタールとなっているのですが、この委託料の委託する先はどういうふうになっているのでしょうか。ちょっと教えてください。お願いします。

○委員長（篠原正男君） 確認いたしますけれども、森林に関する19節、負担金の全てに対する説明を求めるといことなのですか、それともその中のどれをという。

○4番（斉藤うめ子君） どういう活動、どういう内容で、そういう森林の組合とか負担金とかあるのですが、この活動内容というか、この内容はどういうことをされているのか、ちょっと説明していただきたいなと思いますけれども。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、私のほうからまず128ページの19節に関して全体として説明させていただきます。

まず、ざっくりと説明しますが、基本的にはこの節というか、科目では一般的に民有林対象とした支援をしているという状況でございます。あとは、団体についてはそれぞれの例えば森と緑の会に対して森の育林だとか、そういった活動に対してやっているとか、造林にやっているとかという協会の負担金になっておりますけれども、上からいきますとまず北海道国土緑化推進委員会については北海道らしい豊かな森林を守り育て、将来の世代に引き継ぐため道民の参加と協力により森づくりの推進及び緑の募金に規定する森林整備の推進を図って、もって道民の健康で文化的な生活の向上と国際貢献に寄与する団体ということで、要するに緑、緑化活動等を行っているところにニセコ町としても参加しているというところでございます。北海道造林負担金につきましては、北海道の森林、林業の発展に貢献するため造林や間伐等の森林整備、技術の啓蒙、普及や森林、林業施策に関する提言活動を行っている団体ということになります。森林作業員の就労条件につきましては、先ほどちょっと説明させていただいたのですが、不足していた部分もあるのですが、基本的に森林作業員の就業条件をきちんとすることによって森林作業に従事する方々の雇用をきちんと確保していくことと雇用を今人手不足という中でしっかり森林の作業をしていただける、林業労働力と言われるものを確保をきちんとしていきましょうということで奨励金を出していると。それから、治山林道協会については林業を行う上で治山の事業をしたり、林道を整備したりというところを積極的にするところで、昭和24年に発足して以来、昭和54年に社団法人化して、今現在林道協会と治山協会が合併して24年4月に一般社団法人に移行しつつ、治山林道事業推進のために要請活動等を行っている団体と言えます。それから、森林・山村多面的機能発揮対策負担金については、先ほど説明したのですが、これについては一般的に民有林については南しりべし森林組合さんが主体的にやっておりますけれども、ちょうどそのはざまにあるような山林についてしっかりそこも整備していきましょうということで、住民団体等に支援をするというものでございます。それから、除間伐奨励事業というのは、森林を守るために町独自で行っている補助事業でございまして、平成22年から森林所有者、森林組合などの団体に1ヘクタール5,000円の補助を行って、町内民有林の保育をしっかりやっていきましょうという事業でございます。有害鳥獣駆除対策につ

いては、先ほども説明させていただいたのですけれども、これについては農業者さんの畑を守るために、例えばわなとか電牧などの補助に加えて狩猟免許を取るための講習会の手数料や講習会を補助しているということで165万2,000円を見てございます。未来につなぐ森づくり推進事業については、先ほど説明したとおりでございまして、こちらのほうは林業、森林所有者さんに対して民有林をしっかり管理していただくために支援をするということで行っている事業でございまして。それと、間伐事業委託料と、それから町有林作業道の補修業務委託料なのですけれども、これについてはこちらのほうは町有林の管理のほうになります。委託先については、南しりべし森林組合さんのほうで行っているという状況でございまして。また、道路のほうは町内業者さんをお願いしているところでございまして。

以上でございまして。

○委員長（篠原正男君） 齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） 今それぞれの項目で丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

一番最初の128ページの北海道国土緑化推進委員会の活動について説明していただきましたけれども、要は道民の参加ということで、具体的に例えばこういう何か催し物があつて参加するとか、そういうこの会に入っていると、これ4,000円ですよ、会費が。それは、入っていると何か催し物があるとか、そういうことはあるのかどうかということと、それとこれ今の説明でしたら民有林というか、民間の方がニセコ町に森林を持っているものに対してこういう補助とか、いろいろとしますよというこれになるわけですね。それで、繰り返しになって済みません。確認なのですけれども、除間伐奨励事業補助とかというのは、これは個人にどのくらいの人数がこれを利用されているのかということが1つあります。

それから、ちょっとこれ飛ばしてもいいかな。前に森と緑の会とか、そういうのがあつて随分参加させていただいたことがあるのですけれども、これもうなくなってしまったのですけれども、これはどうしてなくなったのかなど。大変いい会でしたので、予算に計上されないということはないということなのですけれども、こういうのがないのはちょっと残念だなというふうに今見えています。それで、ごめんなさい。聞き落とししましたか。委託料の件ですけれども、それについてもう一回、済みません。よろしく申し上げます。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、先ほど質問のときに森と緑の会は出ましたので、ちょっと森と緑の会の活動経過として、2年ぐらい前までニセコ町でも森と緑の会を持っていまして、町内の森林状況だとか、そういった研修を含めて参加していただくような木育の一種のイベントを実施していたところでございますけれども、非常に会の高齢化が進んだということで活動がなかなかしにくいという状況がずっと続いておまして、一昨年解散させていただいたところでございまして。その森と緑の会のニセコの会の上部団体が北海道国土緑化推進委員会というようなところでございまして、緑の羽根とかというところ、聞いたことがあると思いますけれども、そちらのほうの募金をして、そちらのほうに上げて、そのイベントをやるときの経費としてうちのほうが助成を受けた

り、そういうことができる制度、仕組みとなつてございます。一昨年前までは、そういった木育とか、視察とか、そういったことにお金をいただきながら活動していたわけなのですけれども、どうしても会の維持ができないということで解散した経過ではございますけれども、そういうつながりで一応ここの団体に加入しているという状況でございます。

それから、間伐奨励金の実績ですけれども、今年度まだちょっと出ていないのですけれども、昨年度が6件程度、17.33ヘクタールで8万6,650円ぐらいでしたので、こんなに活用されていないのかなと。ただ、窓口が南しりべし森林組合さんのほうになっていただいているということで、一応そういった事業が、町の中で支援する事業があるよということで町内事業者さんのほうに、町内の所有者さんのほうに周知していただいて、実績、それを補助申請していただいているという仕組みで行っているものでございます。

以上でしたか。これだけですよね。

(「済みません。今17.88ヘクタールを云々くんぬんというのは、これは。いや、私は……」の声あり)

○委員長(篠原正男君) 齊藤委員、許可をもらって発言をしてください。

齊藤委員。

○4番(齊藤うめ子君) 先ほどの私質問したのは、間伐材事業委託料という、その委託している先はどこですかというふうに伺ったと思ったのですけれども、答えていただけ……

(何事か声あり)

○委員長(篠原正男君) 回答済みです。

○4番(齊藤うめ子君) 回答済みでしたか。では、聞き落としたのですね。

それで、ではもう一回、もう一つ、この森と緑の会のことなのですけれども、今の説明の中で高齢化が進んでいることを理由に第一に挙げられたのですけれども、私もこの会にずっと入ってこまして、これ高齢化というのは会員が高齢化しているということが理由だったのですか。非常に残念だなと思っているのですけれども、ではもっと会員をふやすとか、そういうことは考えられなかったのかなと思っていますけれども、そんなに高齢化だとは思っていない。会員の様子から見て、高齢化が理由になるのはちょっと納得いかないというところがあるのですけれども、話の中で出てきましたので。よろしくお願ひします。

○委員長(篠原正男君) 福村課長。

なお、ただいまの質問に関しては、本予算特別委員会にかかわる予算の直接関係するものではないというふうに考えますので、簡潔にわかる範囲でお願いします。

○農政課長(福村一広君) 先ほど委託先は南しりべし森林組合ですので、再度申し上げますけれども。

それからあと、森と緑の会なのですけれども、高齢化、これまでは作業としては植林とか、先ほど言った視察とかあったのですけれども、やはり植林活動などもちょっとなかなか高齢化で難しいということと、それから植林する箇所も難しくなってきたという理由で一応解散したということでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 3番、青羽委員。

○3番（青羽雄士君） 誰か言ってくれるのではないかなと思ってずっと期待していたのですけれども、誰もなかったので、122ページのこれ新規事業で、農林水産6次化支援で甘酒が云々くんぬんというような説明を受けたような気がします。これは、単純に地元の農業者なり、そういった方が甘酒をつくりたいというのか、だから簡単な説明でいいので、どういうことなのか、お願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、6次産業化の支援事業補助の関係でございます。今回既にもう甘酒のほうは昨年の7月14日から販売しておりまして、観光協会さんのほう通してビュープラザ、それからあと甘露の森、それから綺羅乃湯で売ってございます。月に300本を超える量を生産して、今までに約2,000本近く販売しているという経過がございまして、ただちょっと田中酒造さんのこうじ使って、洞爺にある岡田屋さんに手づくりでつくっていただいているところではあるのですが、どうしても品質にむらがあるということで、今回この事業で裏ごし器を使って品質を一定化させるということをやっております。これは何の目的でやるかという、酒米を振興させるということで、お酒だけではなくて酒米を使った関連商品をつくっていきながら、酒米をニセコの産地化をしていくという取り組みの一環として行われるものでございます。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

この際、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時05分

○委員長（篠原正男君） 休憩前に引き続き会議を開催します。

保健福祉課長から午前に行った4款の質疑中、三谷委員の質問に対する回答で補足説明を行いたいとの申し出がありましたので、説明を求めます。

保健福祉課長、折内光洋君。

○保健福祉課長（折内光洋君） 先ほどは正確な答弁ができなくて大変申しわけございません。三谷委員から町の執行方針7ページの一部の任意予防接種の全額公費負担、5歳児健診の継続などという言葉に対しまして、本年どの任意事業が全額負担になるかという質問の際、的確に答えられませんでした、申しわけありませんでした。現在ニセコ町のほうは、任意の接種に関しましてはおたふく風邪と季節性のインフルエンザがございまして、この任意の接種の中でおたふく風邪につきましては、任意でありますけれども、全額公費の負担をしております。この部分を指しまして、おたふく風邪

の任意予防接種の全額公費負担を継続するというものの執行方針でした。

以上、説明を終わります。

○委員長（篠原正男君） 説明が終わりました。

次に、7款商工費について質疑を許します。質疑はありませんか。

1番、木下委員。

○1番（木下裕三君） 5点ほどあります。まず、132ページ、上から6行目、観光コンテンツ創出事業委託料407万円です。その詳細の内容と委託先をお知らせください。

同じページのその下です。着地型旅行整備事業委託料、これ観光圏のほうから変わったというふうに聞いていますけれども、これも詳細な中身と委託先をお知らせください。

次、133ページの一番上、観光施設用地測量調査業務委託料です。これサクランボの木のところの測量というふうに聞いていますが、なぜ購入が必要なのかということ、それとその購入する場合の費用をわかればお知らせください。

それと、続きまして134ページ、下から2行目、道の駅機能性魅力向上支援事業補助とあって、道の駅の冷蔵庫のことをおっしゃっていましたが、もう一度詳細をお知らせください。

それと、その上、地域DMO推進事業負担金850万円とありますが、これ去年は委託料でやっていたのが今回負担金となっている理由をお知らせください。

以上、5点です。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまのまず13節のところからご説明をさせていただきます。

まずは、観光コンテンツ創出事業でございます。こちらについては、星空の観光資源造成ということで、今地域として取り組んでいる一つの事業でございます。昨年度は、中央バスさんのほうのご協力もいただいて、ゴンドラが夜間運行できるように設備投資をしていただいたり、あと1,000メートル台地に展望、これまでデッキがあったのですが、老朽化していたということで、それを取り壊して展望台と申しますか、広場をつくっていただいて、多くの方がそこで物が見れるようになったというところで、星空を見るという部分において付加価値をつけるという部分で1,000メートル台地で何とかできないかというところで複数年かけていろいろ打ち合わせさせていただいたところを去年ようやく実現ができたというところでございます。今年度についても引き続きそのような事業を進める中で、当然継続していかなければなりませんので、きちっと人材育成というところも踏まえてこの取り組みを進めてまいりたいということでございます。これにつきましては、今のような観光のコンテンツ開発という部分、それと誘客をする。要するに持続可能にするということは集客があって、ある程度の収入がなければ当然続きませんので、そういう部分においてこれについては観光協会のほうに委託を予定しております。

着地事業につきましても、これまで観光協会のほうに委託をして行っているところがございます。観光圏の法改正によりまして今制度の動きがあるものですから、その中でちょっとこちらのほうに振りかえをさせていただいているという状況でございます。本年度についても例年同様ニセコの体験事業、あと宿泊、これをセットにして夏場、グリーンシーズンの宿泊客をとにかくふやす

というところを目途にこの事業を進めさせていただいております。今年度については、さらにインバウンドの方も対象とした事業拡充を図ってまいるといことで、その部分について今回は予算を少々上げさせていただいて対応させていただくといことでございます。

次に、用地の測量の関係でございます。こちらについては、町の眺望点でありますサクランボの木、曾我にあるところでございますが、そこについて現在農地のままであるといことで、我々のほうで何かそこを工事したりとかできるような状況になっておりません。とりあえず木が枯れそうだったといことで、急遽木の樹勢回復といことはこれまでも取り組まさせていただいておりましたが、抜本的なそれを残していくとい中ではきちんと底地も確保した中で対応していく必要があるといことで、今回地べたの部分用地確定をさせていただいて、その中でどれぐらいの面積が必要になるのか、それによって先ほど申しおりました取得費、それも明らかになってくるだろうといことであります。現在今見ているのは1反程度、10アール程度の面積を見ております。ちょっと測量してみないとこの辺は何とも言えないのですが、一応そういう予定で今進めさせていただいております。

ビュープラザの冷蔵庫の助成、道の駅機能魅力向上支援事業補助でございます。こちらのほうは、観光協会のほうで経済産業省のものづくり補助をいただきまして、冷蔵庫等の更新を図るものであります。現在冷蔵庫等については、老朽化しているのもあるのですが、途中から中古品を入れたりとかしてきた経過があつて統一化も図られていない。あと、お客さんにとつても使い勝手が悪いといところがありまして、CO₂の削減とお客様の利便性向上、そういう中で町内の事業者の皆さんのお預かりしている商品の売り上げアップを図りたいといところで今回改修を考えているところです。その補助裏の部分について、町のほうでも支援するといものでございます。

それと、DMOの地域DMO推進事業負担金に変わったといところでございますが、こちらについては昨年度当初予算で委託で上げさせていただきましたが、JT Bとの協議の中で通常これらの受け入れについて負担金でとり行っているところが多いといことで、本年度については負担金に振りかえをさせていただきまして、昨年度と同額で計上をさせていただいております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 木下委員。

○1番（木下裕三君） まずは、着地型旅行のほうなのですが、昨年よりも増額、インバウンドを含むといことなのですけれども、こちらの今年の協会に委託してどういう成果があつたのかなといことをちょっとお伺いしたいといことがまず1つ。

それとあと、サクランボのところですが、眺望点の。この眺望点入るところに大きなおうちが昨年建て、あそこずかずか入るような場所でももちろんないのですけれども、何かもう眺望点といか、そういう意味合いがちょっと薄れてきているのかなといふうになんか思っているところがあります。それとあと、サクランボの木が勢いなくなつてしまつて樹勢回復をといことだったので、これいろんな観光事業者さんとかからいろいろお話しした際にやはりその話結構出まして、枯れてしまうのはしょうがないのではないかと。それよりもサクランボは十分お役目は果たしたので、その費用があるのだったら別なところに生かしたほうがいいのではないかといのをそう

いったご意見結構いただいています。実際にですので、まずは入ったところにああいったおうちができてしまって、果たしてその役割があるのかなということをもう一度改めてお伺いしたいなと思っております。

それと、もう一つ、道の駅の機能性魅力向上のところでは、冷蔵庫の件なのですけれども、実際にどれぐらいの個数があって、どういうふうにならぬ、例えば入れかえるのかとか、あるいはそれはリースでやるのか、それで前のやつは廃棄するのかとか、そこら辺ちょっともし決まっている、わかるころがあればお知らせください。お願いします。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） まず、そうしたら着地の成果というところがございます。着地事業、これまでニセココレクションという商品をつくっているのが一番目につくところですが、そのほかにも旅行会社等とタグを組みましてやってきているところがございます。本年度の最終の部分についての報告はまだいただけていないのですが、2017年、昨年のデータではニセココレクションについては42件ということで、ちょっと振るわなかったのですが、JTB等の対応については1,660件、あとANAのほう、全日空です。こちらのほうで525件というような実績がございます。必ずしもこの数字が十分だというふうには認識しておりません。まだまだしっかりやっていかなければいけないというところがございます、これについては町としてもまだしっかりと支援をしてみたいと思っております。

あと、サクランボの木のことでございます。これは、ふるさと眺望点ということで、町のまちづくり委員会の子どもたちが場所選定をして、町のほうで指定をしている場所ということでもあります。ちょっと実情がよくわからないところはあるのですが、その入り口については東山の開発の中で道路があちらのほうにつくという話を聞いておまして、今の物が建っているところは別方向になる。ただ、サクランボの木のところはそのまま残っていくというふうには伺っておりました。そんなのもありましたので、サクランボの木がなくなる、あれが使えなくなるというような認識は持っておりません。この木自体は、樹齡的にはまだ100年たっていない木ということで、木ですので、寿命というものが何年だよと完全に言い切ることはできないと樹木医さんも申しておりましたが、きちっと管理をすれば、それは寿命が90年と言われている木であっても120年でも130年でも生きることができます。ここは、まちづくりの委員会の皆さんが選定をした地域の観光としての眺望点ということ以上に地域の大切な宝として認定をいただいたということでもありますので、そのこれまで開拓から百数十年のニセコの町の一つの文化の印として、それをちゃんと最後まで面倒見るべきだろうということで、担当が今観光でそれは所管をさせていただいて、木の樹勢の回復なんかもやらさせていただきますという状況でございます。ですので、ちょっと入り口に今そういう建物があるというところはありますが、将来的にはそれが必ずしも支障になるものではないのではないかとこのふうには認識しております。

あと、冷蔵庫ですね。冷蔵庫は、今一応概算の予定の中では5台の入れかえを予定をしております。ただ、今経産省との打ち合わせの中で再度デザイン等をちょっとかける。具体的にどういう機能を持たせれるかという中では、若干台数に変更になるかもしれません。要は、冷蔵庫の入れかえ

というのが今回一番わかりやすいテーマではありますが、重要なのはお客さんに使い勝手がよくてCO₂を削減できてという売り場としての機能をいかに高めるかということでございますので、ちょっと台数等については変更されるかもしれませんが、現時点ではそのように考えております。

あと、購入かリースかについては、これはものづくりの補助金の中では購入が前提になっています。取得をする予定でございます。

○委員長（篠原正男君） 8番、新井委員。

○8番（新井正治君） 130ページの下から2段目なのですが、観光費の報酬で観光審議会委員報酬というのがありますが、こちらの活動内容と審議回数をお知らせいただきたいのと135ページ、上から3段目、ニセコハロウィン事業補助、これの事業内容をお知らせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 審議会については、昨年度は開催をしておりません。審議会については、観光の施策について有識者のほうに町としての施策、懸案事項等について諮問してご回答いただくというような機関になっています。今年度観光振興計画が最終年を迎える、あと今目的税の勉強なんかも進めておりますが、そういう部分での付託が今年度内には予定をされているところがございます、今回回数3回開催を予定してこのような予算計上をさせていただいております。

ハロウィンにつきましては、昨年度10周年を迎えたハロウィンということで、大きくイベントをさせていただきました。中央駅前の装飾、あとハロウィンの仮装パーティーであったり、トリック・オア・トリートといったようなことをやらさせていただいております。今年度も内容的には踏襲して行ってまいりますが、通常のカボチャの開催スキームに戻るとということで、これまで町のほうではカボチャを50万円ほど毎年購入をさせていただいて、綺羅街道、あとそれと駅前が中央の綺羅乃湯の皆さん、あと中央地区の皆さんがやっている活動とともに、一緒に協働しながら置かせていただきました。これについて新年度はイベントの実行委員会、こちらのほうの活動経費のほうにこの費用を充当させていただいて、従前どおりイベントのほうを開催をさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 新井委員。

○8番（新井正治君） 今の135ページのハロウィン事業のほうなのですが、私企画費のほうで中央地区のハロウィンカボチャということでお聞きしたのですが、こちらとどこで線引きをしているのかというのを1点お伺いしたいのと、あとこれを統一することはできないのでしょうか。それをちょっと2点ほどお願いします。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 主催団体が違ってまいりますので、それで中央地区の振興のほうについては企画のほうで支援をさせていただいております。私どものほうは、もともとコロボウシの会のほうの事業のほうを観光課のほうでは支援をさせていただいております、今のハロウィン事

業とかについて、ハロウィンコンテストだとか、そういうような事業についてはそちらのほうとやっていると、切り分けとか、主催団体が違うというところで分けさせていただいております。これらの統一という部分については、それぞれの団体のほうの考えの中で進んでいるところがありますので、それぞれの団体のほうでそこが一緒にできるのかということについては我々のほうからもご提起は申し上げますが、あくまでも決めるのは主催団体のほうになるかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 新井委員。

○8番（新井正治君） 最後まで、今のハロウィン事業補助の詳細というのですか、わかっただら教えてください。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 詳細的には、事業費としては126万円ほど見込んでおりまして、そのうちの50万円を町のほうで支援をさせていただくということでありまして。あとそのほかは北海道の補助金50万円なんかも今予定をしております。内容的には、イベントの経費でございますので、消耗品であったりとか、あと印刷製本費、広告費、そういうようなもので126万円になっているというような状況であります。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 2番、浜本和彦君。

○2番（浜本和彦君） 3点ほど質問させていただきます。

1点目、133ページ、15節工事請負費、五色温泉のインフォメーションセンターの営繕工事、外壁7年目ということで伺っていますけれども、この内容についてお願いしたいと思います。

2点目は、134ページ、19節、負担金で中ほどにありますアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金、この経費と必要性をお願いします。

それから次、2段下に日本自動車連盟負担金6,000円、これちょっと説明受けたかもしれませんが、再度お願いします。

以上、3点お願いします。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） まずは、五色温泉のインフォメーションセンターのほうからご説明させていただきます。

こちらについては、五色温泉の旅館の上側にあるところということで、ちょうど温泉地の場所でございます。非常に硫黄の成分のきついところということで、施設にはかなり大きな負荷がかかる場所です。インフォメーションセンターにつきましては、外壁が木造ということでございまして、7年目ということで、新築から木造、早目に一度塗ればその保護効果が高くなる、さらに次のメンテナンスが長くなるということがございまして、傷み切る前に早目に手を打ちたいということで、今回外壁の塗装について予算を要求させていただいております。

雪崩のほうについては、行政報告等含めて何度かいろいろお話をさせていただいているところではございますが、ニセコの山の特質上、多くの方がやはりスキー場外を滑りたいという中で、その

安全をいかに確保するかというのは過去数十年にわたって議論をさせてきていただいているところでございます。その一つの形となっているのが今のニセコルールでございまして、そのニセコルールを今運用しているのがニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会でございます。こちらの経費については、倶知安、ニセコ行政、あとそのほかスキー場の皆さんが負担をさせていただいて、今運用させていただいているところでございます。内容的には、事業予算的には420万円程度の事業規模を持っておりまして、そのうち雪崩の調査委託料ということで350万円、これが主な経費になっておりますが、雪崩調査所のほうに毎日の雪崩情報の発信、あと現地のほうで雪崩のリスクの調査、こちらのほうをやっていただいております。そのほか主なところは、印刷製本費、ニセコルールチラシ作成、ポスター等、議員控室のほうにも張らせていただいておりますが、ああいうようなポスターをつくらせていただいております。そのほか協議会のほうで気象装置を持っておりまして、今モイワの山頂付近に気象装置を設置しております。その気象装置のメンテナンス費用が若干かかっております。それは18万円ぐらいなのですが、そういうようなものを協議会のほうで運用しているということでございます。

そして最後に、日本自動車連盟負担金でございます。こちらJAF、車の緊急時に駆けつけていただくJAFでございますが、そちらのほうの地域貢献事業というところで、地域の観光情報なんかを連携をして発信したいというようなことをしていただいております。協定を結ばさせていただいて、その情報発信等をするということで、今回6,000円、年会費であります。この6,000円の中でJAFで情報発信をするというシステムの使用をさせていただくというようなところで予算要求をさせていただいております。これでドライバー等にもニセコの観光情報を発信しやすくなるというふうに考えております。

雪崩の負担金の関係でございますが、ニセコ町100万円負担しております。同額倶知安町のほうでも100万円負担していただいております。運営費のおおむね半分程度は行政のほうで持って、半分程度はスキー場等の事業者が負担をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 五色温泉の7年で外壁、多分私去年FM局舎が5年もたっていないのにやるといったときに苦言を呈したことは覚えていますけれども、普通民間って皆さん自分の家を建てて5年や6年で外壁やりますか。それを考えたら、やはり自分の金でないというの、そこまで言ってしまう言い過ぎかもしれませんが、通常感覚でいけば最低10年ぐらいはもつような工事をするのが当たり前だと私は思いますし、建物をつくって引き渡すときの条件、何年以内に何が壊れたときには、何年以内だったらそれ以内で壊れたものは普通はクレームですよ。無償でいくというのが普通一般的な考えだと思うのです。それからいくと、去年もそうですし、ことしも7年目と。運営の条件は私もよくわかっています。日本海からの風も流れてきますし、硫黄もあるということで、悪条件というのはわかりますけれども、余りにも年数がたたないのにこういうところに200万円ですか。1年も2年でもおくらせてやれるような方法をとれるのであれば、誰がこれ判断してこういうふうな、最終的には町長が判断して出すのでしょうかけれども、担当である部署をどうい

う形でどういうふうにしてやっているのか、その辺わかる範囲で結構ですから、お答え願いたいと思います。

それと、雪崩調査、これ私もスキー場にいましたので、わかりますけれども、やはり長年慣例でことしも100万円、余り調査しないで言われたままに出すというところも多々あるかと思えます。民間であれば幾らのトータルで幾らかかるから各スキー場は幾ら出さなければいけないというものはきちっと把握して出すはずですし、私も民間にいたときはそういう思いがありましたので、単なる事務所は100万円、200万円という数字をぼんと言われて出しているとは私は思っていないけれども、先ほど課長の話ですとその辺も精査してやっているというふう聞いていますけれども、もう何年か状況が変わるとこんなものは要らないだろうというものも出てくると、値段が上がったり、下がったりするというものはありますけれども、例年100万円が並ぶというのは逆に言えば不自然です。もっとそういうものは精査して、幾らかでも下がるのであれば下げる。必要に応じてもっと上げてほしいというのであれば、その理由をきちっとしてやるべきだと私は思うのですけれども、その辺の精査についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） まず、五色のほうの更新の判断ということでございますが、新しい施設ではありますので、機能不全に陥っているとか、そういうことではないのですが、既にトイレなんかのパイプなんかはかなりさびが発生をするぐらい、やはり硫黄分がきつくて非常に設備に対しての負荷は高い場所というところは先ほど委員の方のご指摘のとおりだということでもあります。我々のほう、トイレの掃除とかは年1回大きく大規模洗浄ということでかっちりきれいにそういうところの磨きもかけて、腐食なんかも抑えるようなことはしているのですけれども、やはりそれでもかなりダメージは受けてしまうというような場所があります。そういう中で外壁についてもやはり同じなのですが、外壁は毎年なかなかそういうようなメンテをするようなことができるころではありませんので、手がつけられなくなる前にきちっと一回ここでやっておけば、結局最終的な施設のライフタイムというのですか、メンテナンスのタイミングを逆に長くすることができるのではないかという中で、今木造のものについては早目に手を打つところは手を打ちましょうということで、今回要求をさせていただいているところでございます。

あとそれと、雪崩のほうでございます。これは、本当毎年スキー場の皆さんを含めて協議会の中でかんかんがくがくといろいろ毎年やっております。事業費についても固定化しているものではありません。ことしは気象装置を購入しますと言えば金額が上がりますし、あとやらないと言えばそういうところは避けましょうということで、毎年変動しています。その中である程度事業規模というのが今この400万円程度に固まってきておりますので、町のほうとしては今100万円という額を計上しているところであります。スキー場のほうが先ほど申したとおり250万円程度、それを各スキー場で負担をしていただいているという状況でありますので、スキー場の皆さんも単純に幾らお支払いをしますということを決めているわけではなくて、事業内容に応じてそこはきちっとお調べいただいているというところであります。よろしく願いいたします。

（何事か声あり）

済みません。スキー場の内訳については、リフトの利用客に応じてということで、毎年これについては負担をしていただく時点で変わります。スキー場の枠として今自治体の負担額以外の額ということで、250万円程度は毎年ご負担をいただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 浜本委員さんに昨年もご指摘いただきまして、基本的な考えとしてはライフサイクルコスト、トータルした寿命をできるだけ長くしたいと基本的に思っております。先ほど課長から申したとおり、硫黄泉、それから冬の間は完全に雪に埋まっている、そのときの傷みがご承知かと思えますけれども、大変ひどくて、早目に手を打ったほうが長もちをするという判断で、建築家の専門家の意見も聞いて今回出ささせていただいておりますので、とにかくトータルしたコストも今低くして長く施設をもたせる、そのことをしっかりやりたいということで出ささせていただいております。

それと、アンヌプリ地区のなだれ事故防止対策協議会ではありますが、将来的には各自治体の負担はもっと大きくしていきたいというふうに考えています。それは、執行方針等でも何度か申させていただきましたけれども、今ニセコがなぜこれだけ世界から信頼されているかと。それは、まさにパウダーに出れる条件、ゲートがあって堂々と出ていける。ほかのスキー場はそういうことを許していないところが圧倒的に多くて、これまでも白馬、大雪、かなりのスキー場が視察に来られました。新谷暁生さん、雪崩調査所の所長ですが、朝5時過ぎからずっと出ている。早いときは朝2時、3時から出て、雪崩情報を出してパトロールに連絡して、パトロールの皆さんが大変なご尽力いただいて今のニセコルールって確立しているということでありますので、そこは今後とも、もちろん内容精査させていただきますが、しっかり支援をして、ニセコのスキー場の大きな価値として今世界に評価されているということでありますので、今後ともその辺はしっかり応援をさせていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 今町長の話はよくわかります。雪崩については、私も若かりしころスキー場にいましたので、内容的にはよくわかっているつもりです。ただ、私はやっていることに対してはどうだこうだはありません。お金に対してきちっと精査されているかどうかというのが私がいわんとするところですので、その辺は誤解ないようにお願いしたいと思います。

それと、建物についてですけれども、必ず新しくつくったときに引き渡すときの条件、これは業者とやると思うのですけれども、その辺の条件がきちとなされているのかどうか。それに基づいて、その期間に壊れたもの、変形したもの等も含めて業者がクレームとして直していくものをきちとなっているかどうか、その辺の確認を、それでなおかつ期間が過ぎているのであればこれはしようがない話ですけれども、そういう引き渡しの際の条件等がきちっと契約等があるかどうか確認したいと思います。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 建物、あと工事関係、備品なんかも全てそうなのですが、必ず瑕

疵期間というようなものを契約書にうたわさせていただいております。ただ、それは物によって年限が違うものですから、軽微な備品とかでしたら1年ぐらいですし、ちょっとがちっとしたものであったら3年、5年というような設定をされる場合もあります。ただ、こちらについてはもう7年ということで、そういう長い瑕疵期間の設定というのは今ないものですから、基本的にはもう我々のほうの管理の中で対応していく部分、ステージに移っているということでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、瑕疵期間中に何かそういうようなことがあれば、必ずそれは事業者と協議をして事業者にやっていただいているところであります。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 3番、青羽委員。

○3番（青羽雄士君） 同僚委員が言っていたことに加えてやりたいと思います。

132ページの観光コンテンツ創出事業委託料407万円、これは昨年も星空の旅だとか、ニセコスターフェスですとか、そういった事業のために、多分同額だったように思うのですが、出ています。それで、説明ではこれ道から200万円の補助が出ているのだと聞いたような記憶があります。そこで、これはまず観光協会に委託してやっているのもお聞きしましたけれども、実際どのくらいの集客があったもの、効果です。そして、これがたまたま道からこうやって補助金があるから続けているのだと。これがなくなったらどうなるか、また新たな考えなのだとかという事業なのか、その辺を確認させてください。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 星空、観光コンテンツ創出事業の関係でございますが、北海道の支援をいただいております。その裏財源の一部について町のほうで支援をさせていただいているというものでございます。昨年は、実績的にはツアーのほうも行っておりまして、星空の旅ということで山の上のツアーでございますけれども、参加者が126名ございました。申し込みは270名超えている状況だったのですが、天気が悪かったり、当日キャンセルがあったりとかして実質当日の参加者についてはちょっと伸び悩んだというところであります。星空の魅力というのは、大自然の中で揺らぐ光を見るということなのですが、本当に自然に影響されるといいますか、天気が悪くなかなかお客様を満足させることができないというところで、このイベントをつくっていく上において今年度もやる中でそういう催行率というものもある程度見えてまいりましたので、実際に中止にしたときにはどういう対応をお客さんにして、満足とまではいかなくても、また来ようと思って帰っていただくか、そういうようなこともこの成果を踏まえながら今年度も実施をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

（何事か声あり）

事業の今後については、今目指しているのはきちんと自主独立をしていただく。補助金がなくても事業として成り立つというところを目指しています。補助金がなければできないというつくりのものではなかなか先ほど申したとおり持続可能なコンテンツとなり得ないということでありまし

て、またお客さんを呼び込んできちっとそれをお金にかえると申しますか、着地をさせることができるのは、今町内ではニセコリゾート観光協会しかないということで、そこに委託をしているという状況でございます。ですので、これについては息の長い事業にしてもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 青羽委員。

○3番（青羽雄士君） 息の長い事業にしたいという気持ちは十分わかるのですが、アウトドアの事業だから、申込者は300人ぐらいいたけれども、実質は半分の150名だとか、そんなの当たり前に想像できることの事業ですよ。それよりも、だから星空をテーマにしたコンテンツが本当に正解だと思っておられるからまた今年度も予算上げてきているのだらうと思うけれども、もう少し柔軟にこれを変えて、いろいろと観光協会にお金を出してやっていただくことは素晴らしいことだとは思っています。本当に星空にこだわる理由がわからない。去年も言わせていただいたのですが、その辺をもう一度ちょっと。逆に食のほうの方がもういい効果が出るのではないとか単純に思うわけですが、星空にこだわる理由が明確に我々に理解できないのがちょっと残念だと思うことです。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 済みません。説明がうまくできておりません。申しわけありません。今ニセコの観光において一番課題ではないかと思っているのは、冬場にこれだけお客さんが来ている中で、実は冬も施設を100%稼働することができない状況でいます。それは、人がいないからなかなか100%のオペレーションができないというのが実態であります。では、社員をもっときちんと通年雇用すればいいのではないのかというお話になろうかと思うのですが、現実問題として入り込み客数は今夏場も非常に多いのですけれども、宿泊客数に関して言えば必ずしも冬に比べて多いとは言いきれない。どうしても閑散期が生じてしまうというところがあります。夏の夏休み期間なんかは当然宿泊客数が多いのですが、夏から秋にかけて、あと逆に春先のほう、そちらについては宿泊客が非常に少ない。そこを何とか埋めていける手だてはないのだらうかという中で、星空コンテンツについては夜にやるということが実はみそでございまして、夜にやることで宿泊に対して少しでもインパクトを与えたいということがまず1点考え方として星空に取り組んでいるというところがあります。

それと、ニセコが我々住んでいるとなかなか気がつかないのですが、ニセコの星空のすばらしさというのは札幌圏内の方なんかは非常にメジャーに知られていまして、気象の同好会の人たちなんかは定例会のような形でニセコの星空を見にいらしている方が結構いらっしゃるということをお聞きしております。そういう部分で本州のほうも星空に取り組んで夏のスキー場利用をされているところもございまして、そういうようなものも参考にさせていただいて、今ニセコアンヌプリ国際スキー場のほうと連携をしてやらせていただいていると。夜間ゴンドラ運行が可能になったということで、今後の可能性として星は見れないにしても夕日が見えたりとか、夕焼けが見れる。サンセットゴンドラではないのですけれども、そういう可能性も生まれてきたと。これまでですと16時ぐ

らいでゴンドラ運行終わらなければいけなかったところが幅広くなりましてので、そういう部分では委員おっしゃるとおり星空だけにこだわるといよりは、今ある環境をいかに生かした中で夏の宿泊をふやしていけるかということには着目して取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（篠原正男君） 9番、猪狩委員。

○9番（猪狩一郎君） 1点だけ、そうしたらお願ひいたします。

133ページの15節工事請負費で、ビュープラザの営繕工事で説明によりますと洋式トイレということなのですが、これもビュープラザもできまして二十数年たって、あちこちもうほころびかけてきていると思うのですが、トイレ690万円何がしとかけていただくのは結構なのですが、だんだんこれによって検討されています新築だとか全面改装が遠くなっていくような気がするのですが、それはそれで計画されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 営繕でございますが、トイレについては男子トイレのほうに關して言うと洋式が1つしかないというようなところもございまして、洋式の要望が今非常に多くなってきているというのは事実でございます。それにあわせて、今回洋式トイレ5基、先般ウォッシュレット等ではいろいろとご迷惑をおかけいたしました、引き続き終わっていないところ關して今回5基の入れかえをさせていただくということでありまして。これについては、国の補助金の充当を予定しておりまして、その事業があるというところで洋式の分をやりたいというふうに考えております。

あと、そのほかにこの営繕の中にはパネルヒーターの交換も入っておりまして、これも大分さびて機能不全になっていて温度調整ができない状況になっているものですから、これについては火災等の危険もございまして、早急にかえたいということで、それも見込んでの金額となっております。

建てかえについては、正直原課のほうも非常に今頭を悩めておりまして、高速道路のお話もございまして、新幹線等できる中で、今交通の流れが変わっていく。それに應じてビュープラザをどう変えていくのか、あとバスの流れがどう変わるのかという中では、今の機能だけでは到底折り合いつかないだろうというふうに考えています。ですので、その辺も踏まえてしっかりと今後も検討しながらいきたい。ただ、今トイレ等關してはある意味待たなしというか、これはやっておいても10年後、20年後まで待てるようなものではございませんので、ちょっと小出しになって恐縮ですが、やれるところからまずビュープラザの改修についてはやらさせていただきたいということでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 4番、齊藤委員。

○4番（齊藤うめ子君） 1点だけ伺います。

133ページの16節の道路美化用花苗のことで、ぜひこの内容とか、費用に、予算の額、この辺のところをちょっと説明していただけないでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） こちらの美化事業については、もうかなり歴史があるものでございまして、東山地区、あとアンヌプリ、それとモイワ、各地区の町内会の皆さんというか、ペンションの皆さんがお集まりいただいて、自主的に花植えをさせていただいていると。町のほうは、植える花、苗のみ現物でご支援を申し上げているという状況でございます。ミルク工房の前とか、夏にコスモスが咲いておりますが、あの花がその事業であります。あと、アンヌプリ地区のほうはアンヌプリの入り口のところの角のところに花壇を設けて、そちらのほうにやっております。モイワのほうも湯心亭のアーチの先の道路際、あとスキー場のほうに向かってコスモス等を植えているというものでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） 私ちょっとこれ勘違いしていたようですけれども、この費用は綺羅街道の花かなと思ったのですけれども、そうではなくて、これは今お話は東山とかアンヌプリとかモイワとか、それからそうなりますとかなり広い地区ですから、これ今もお話しされたと思うのですけれども、自主的にこの花苗代だけではとても足りないところは地区の方たちが何らかの寄附というか、持ち寄りとか、そういうことをしていらっしゃるのでしょうか。

それと、先ほどの済みません。私が間違っていると申し上げた綺羅街道はニセコ町がお金を出しているわけではないのですか。綺羅街道の花壇です。

（「所管違う」の声あり）

所管が違ってくるわけですか。商工会ではない。

（何事か声あり）

ないのですね。わかりました。では、今さきに申し上げたところをちょっと伺います。

○委員長（篠原正男君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 基本的には、各地区の自主活動というところで、そのうちの必要な花苗のみをうちのほうは支援をさせていただいているということですので、皆さん手出しをされながらやられているところもあるというふうには考えております。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

次に、8款土木費について質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 2点ほど。1点目、140ページ、13節委託料、町道除雪費用1億3,400万円ほどありますけれども、このもととなる数字上、答えられる範囲で結構ですけれども、概算でいいですけれども、時間なのか、人なのかも含めると、それから多分雪の降らないときは減、ことしみたいにふえた場合は増になるかと思うのですけれども、その幅。何%超えた場合には減になる、何%超えたときには増になるということも含めて言っていただければと思います。

それから、2点目、141ページ、15節、有島の木道、ことし270万円ついでいますけれども、これは単年度なのか、長期的に何年かを見ているのかを含めてご説明願います。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいまの浜本委員のご質問にお答えいたします。

初めに、140ページの町道等除雪委託料の積算の部分でございますが、全体では町道が126.9キロ、そのほか駐車場、さまざまな駐車場あるのですけれども、16カ所やっております。それで、積算の方法ですけれども、町道等につきましては直接工事費なのですけれども、3,389万円ほど、それから拡幅、道路脇に寄せた雪が高くなってくると拡幅をしなければならないのですけれども、この拡幅で1,938万8,000円ほど、それから排雪、町の中の排雪等々ございますが、2,111万2,000円ほど、それから融雪剤とか、年に100回程度設計に見ていますけれども、砂をまいていただいたりしてございます。それが240万円ほどということで、これの合計に共通仮設費、現場管理費等々加えまして1億3,400万円ほどになっているということでございます。今数字的に項目別をお話ししましたけれども、除雪の一般的に言う回数につきましては、一般的に川北以外の部分につきましては年間で47回、川北のほうは年間で62回雪が降って除雪をするだろうということで積算されています。それで、回数を後から時間に置きかえて、時間単価で積算されているというようなことになっております。

それから、設計変更の部分でございますけれども、降雪の量を850センチを基準にしてこれまで積算されています。多い部分、少ない部分で前後15%の範囲内であれば設計変更は行いませんということでこれまで契約がされてきていました。後ほどあさっての審議になるかと思っておりますけれども、ことしの大雪で補正予算でこの15%を大きく超えているものですから、今提案をさせていただいているというところでございます。

それから、2点目、141ページの有島木道の単年度かということでございますが、今回の工事につきましては全体であそこの道路、木道ですけれども、332メートルあるのです。結構思ったよりあるのですけれども、その中で私たちが昨年来ずっと現地確認させていただいて、浜本さんにも草刈り等お手伝いをさせていただいているとお聞きしておりますが、不陸というか、基礎部分が下がっていて、きちんと歩けないような大きく下がっている場所が10カ所程度、年前に確認をしております。今回の工事につきましては、不陸の大きい箇所、1カ所25万円程度の消費税で10カ所程度を補修したいなど。1カ所当たり3.6メートルぐらいのスパン、基礎のスパンがあるものですから、板を3.6メートルくらいかえまして、10カ所程度。今後恐らくその後も老朽化が進んでいて、平成12年に設置されているものでございまして、十八、九年たつのですけれども、これについては引き続きフットパスなんかでもご利用されているというふうにお伺いしておりますので、ぎりぎりの線で補修は継続していきたいというふうに思っています。ただ、次年度以降はこんなに大きい金額を出さなくてもいいかなとちょっと思っていますけれども、状態によっては少し続けなければならない状況になるかもしれません。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 大変よくわかりました。ということで、除雪費で出動は12.5センチと多分その数字は私覚えているのですけれども、これが13になったり、15になったりした場合、何か問題出ますか。それが1点。

それと、今の木道の件なのですけれども、これではことしはこの分だけやるけれども、長期的に状況を見ながらやっていくということで理解したのですが、それによろしいのでございますか。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 町道の除雪のほうですけれども、今12.5センチということで出動基準を業者のほうと我々で打ち合わせしておりますが、これが例えば15センチになったらどうなるのだろうということでございますが、私の記憶ではもともとは10センチだったとかというふうに思って、近隣町村も割とこの10センチの多いのです。それで、財政的なものもございまして、当時の担当課の課長さんが英断で2.5センチ上げたのかなというふうに思っています。15センチにした場合、やはり町民の方々の、特に郊外にお住まいになっている方々で、山とか結構いるのですけれども、15センチというふうに決めますけれども、業者さんは朝の4時から5時の間に大体判断をするのですけれども、その後どっと降ったりなんか今シーズンも三、四回以上あったかと思いますが、そういう部分ではできれば12.5センチでやっていきたいというのが実情でございます。

それから、有島木道のほう、長期的に少し見ていきたいということでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） ちょっとこれから外れますけれども、町営住宅の周辺の草刈り、これは私見たのですけれども、どこに入っているのかわからないのですけれども、どの項目に入って、どのぐらいなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 公営住宅の草刈りの件ですけれども、確かにそういう部分ではなくて、実は公園の公園費でございまして、公園管理費のところ委託料687万円と。ページ数でいきますと142ページにあるかと思いますが。こちらに実は農村公園、曾我森林公園、有島小公園、有島記念館公園等たくさん入っているのです、河川から下水道センターまで。私のほうで草刈りについては全部所轄していると。この中に公営住宅9団地が入っておりまして、これまで2回の人数で積算しておりましたが、昨年一般質問もございまして、0.5回ふやして2.5回で今回積算しております。業者の中では0.5回ふえたので、昨年よりは1回は実績としてふえるのでないかなというふうに思って、適正な草の管理をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 8番、新井委員。

○8番（新井正治君） 146ページの下の方になりますけれども、19節負担金補助及び交付金なのですが、環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助、こちらの補助内容をまずお知らせください。

1点だけです。お願いします。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 私には大変難しいご質問をありがとうございます。

ことし新規に立ち上げた1,800万円の補助金のことだろうというふうに思います。補助内容ですけれども、集合住宅の賃貸住宅ということで、4戸以上ある1棟、これについて対象物件にしますと。それから、各戸1戸当たりの面積が60平米以上、2LDK以上になるのですか、ということで条件つけています。それから、建設後その住宅の家賃ですけれども、建築費の0.8%ということをお願いしているということで、例えば今大体元町とかに出来ている木造住宅ですと1戸当たり650万円から700万円弱のようなふうに聞いているのですけれども、仮にそれに対してこの性能のさらに高い住宅を求めておりますので、1戸当たり100万円から150万円多くかかるのではないかなということ計算すると、800万円の建築費とすると6万4,000円以内というような、今の6万円台を上限というようなイメージです。ただ、質は高いものというふうに思っています。

ここからが非常に難しいのですけれども、よろしいですか。性能です。まず、断熱、UA値0.3ワット以下となっているのです。これは何を言っているかという、今ゼロエネルギーハウスで0.4ワットらしいです。これ以上求めるとの機能でございます。それから、難しいのは床の衝撃音、防音というか、感じです。これが木造のイメージをしているのですけれども、一般的な木造はL75というところが基準で、このL75って何かといったら結構うるさい、床の音が。なので、それをスラブとって、コンクリートのスラブとかありますね。あれのレベル以上を求めているということでございます。それから、壁についても同じく普通の一般的な木造住宅より現在のホテル並みの壁の音を求めていると。それから、すき間面積であるのです。1軒でどのぐらいのすき間があるかという、これはエネルギーを無駄にしないという意味だそうなのですけれども、通常の住宅だと例えば5という数字に対して、今回求めているのはうちでは国の省エネ基準の2以下というような感じで聞いております。音なんかでいきますと、D35というのは隣でピアノを弾かれるとよく聞こえるのだけれども、それがかすかに聞こえる程度というような基準。テレビ、ラジオなんかもほとんど聞こえない。隣の壁からは聞こえないというようなイメージということで、しどろもどろで答えさせていただいたのですけれども、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 新井委員。

○8番（新井正治君） 細かく丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。大変省エネと防音にすぐれた建物が建つのかなという期待をしております。

そこで、これ前にお話がありました、1戸につき150万円掛ける12戸程度というふうに説明を受けているかと思うのですけれども、これ1戸というのは1部屋というか、1世帯分という認識でよろしいですね。これができるといふか、めどが立ってこの予算が立っているのでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 限度額につきましては、150万円というふうに決めております。ちょっと細かいことですが、町外の方が建築される場合、町外業者ですか、場合は120万円、8割というふうに前回たしか議員協議会でもご説明させていただいたと思いますが、それで12戸もしくは町外だともう少しできる感じですか。なので、ご質問の見える見込みがあるかというこ

となのですけれども、大変厳しい基準で、これからこの議決を今週末にさせていただければ直ちにホームページ等々で公表に移る準備を進めているのですが、何とも言えない感じで、現在お話があつて進めているわけではないと。ほぼほぼ白紙状態からスタートして、この事業を2年間やってみたいということでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 5番、竹内委員。

○5番（竹内正貴君） 3点ぐらいかな。ちょっとお聞きしたいのですが、先ほどまず1点目、138ページ、委託料です。13節の委託料になります。もしかしたら、これ説明をされていたのかもしれないのですけれども、再度の説明をお願いしたいのは道路台帳の修正委託料、去年もたしかあったのですが、ここが増額になっています。この辺の何年かけてこれをやる予定でいるのかも含めて教えてほしいのと町道維持修繕計画策定業務委託料37万8,000円ということで、道路を大事に長く使おうということでの計画を立てようということなのだろうと思うのですが、その辺ちょっと内容的なものを教えてほしい。

それから、140ページ、町道の除雪の関係ですが、先ほど同僚委員が質問して、課長の返答で12.5センチということでお話しでしたが、12.5センチでも15センチでも20センチでもいいのです。要は道路路として動いて活動できればいいということだと思うのです。ということはどういうことかということ、パトロールはどういう状況でなっているのかということを含めて、当然除雪費の中にそれが含まれているのだろうと思うし、パブリックに契約しているので、そこでの調査ということになると思うのですが、ことしも残念ながら道路が埋まってしまったという経緯もあるものですから、その辺をちょっと説明欲しいと思います。

それから、145ページ、ここも委託料です。住宅管理費の委託料になります。一番下の欄の清掃委託料ということで、去年は望羊団地の清掃委託料だったかなと思うのですが、本年80万円ほど上がって清掃委託料97万2,000円となっています。ここの内容を説明をお願いしたいというところですので、お願いします。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） それでは、竹内委員のご質問に答えます。

138ページの道路台帳の部分でございます。昨年も道路台帳予算をつけていただきまして、整理がされたところでございますが、実は昨年予定していたところを急遽中止にしまして、先般町道認定で提案させていただきました4路線について、こちらのほうが早く進めるべきということで、こちらのほうを29年度道路台帳のほうを整備させていただきましたので、先日認定いただきましたので、早速告示の供用開始等々、区域の決定等の告示を今進めているところでございます。ことしについては、昨年度のもともとあった一号線とか、羊蹄近藤連絡線の歩道整備やっけてきているのですが、その部分のことしの平成30年度分を含めて3年分をやるとか、近藤十線通、去年半分、160メートルぐらい舗装させていただいたのですけれども、ことしの平成30年度の予算で提案させておりますが、残りの140メートル含めて道路台帳を整備させていただきたいとか、そういう部分と実はニセコ駅前の建物が随分様子が変わっていて、古い形のまま道路台帳の影絵として載っているのです。余りに

も違う感じになってきたものですから、その辺の修正も含めてことし予算を提案させていただいているところでございます。路線前の道路台帳なのですけれども、道路台帳の平面図、道路の現況台帳等々資料を作成していただくというようなことでございます。

それから、町道維持修繕計画策定業務でございます。これも先般お話しさせていただきましたが、今後舗装道路が非常に劣化が進んできているということ、それからガードケーブル等昨年11月に実は建設課職員全員で3班体制で全て確認をして、相当傷んでいるものもあると。中にはここなくともいいのではないかなというところもあって、その部分も含めて今後の道路の整備についてどういう方針で、どういうランクづけをしてやっていくかというものをつくっていききたいと。基本的にはほぼ自前でつくる予定で、多少コンサルさんに手伝ってもらうために37万円ほどの委託料を見ていると。平成25年に舗装の舗装診断を何か1級、2級の幹線道路だけをやっているというのを伺っておりますので、その辺のデータはコンサルさんのものを使わせていただいて、ほかには自前で現地を確認しながら、どういう方針でやっていくかというのを決めていききたいというふうに思っています。なお、これをつくることによって、現在舗装だけの工事だとか、ガードケーブルの修正工事だと起債の対象にならないのですけれども、先般お話ししたとおりの90%充当の50%返りの、この計画をつくれれば該当になるというふうにお伺いしているのです、早速それに着手しようというものでございます。

続いて、町道の除雪ですね。除雪なのですけれども、パトロールの部分でございますが、朝のパトロールについては業者さんのほうにお願いしているところでございます。業者のほうで降雪状況を見て出る、出ないを判断をしているところで、そういう場合は朝4時半ぐらいから5時ぐらい、基本5時と言っていますが、降雪量によっては大体4時半には出ているのかなというような感じでございます。竹内さんが言っている夜、夜なのかどうかわかりませんが、埋まってしまって、残念ながらというのは、大変大雪なり風の吹いた日もあって、竹内委員にもちょっと道路をあけていただいて、あのときはご協力ありがとうございました。それで、深夜の除雪については基本町では行わないということにしておりますが、吹雪で道路に車が埋まってしまって動けなくなって、人命に大きなことが起きるような事案が警察から要請があった際には除雪業者、ショベルとロータリーを連れて道路を何だかんだあけるというような体制で、この管内の土現とか町含めて打ち合わせをしているというようなところでございまして、除雪業者も夜なかなかパトロールしていても朝が早いものですから、7時、8時ぐらいまでは何とか対応できるのですけれども、それ以降になるとちょっと厳しいというのが現状で、事前に不要不急の用事についてはなるべく避けていただきたいというような広報等を流すのが現状なのかなというような感じでございます。

続いて、145ページの清掃委託料でございます。少々お待ちください。清掃委託料97万2,000円でございます。この内容ですけれども、前年度は17万2,000円ほどで望羊団地のG棟の裏の下水管の清掃をやっております。今回は、実はコーポ有島A棟、平成2年の建設なのですけれども、これの灯油缶の配管の清掃業務委託料で、各24部屋あるのですけれども、それに灯油が行っているのですが、その管全てを清掃させていただきたいということで予算計上しております。実は、昨年B棟のほう私が4月に着任する前後あたりでちょっと調子が悪くなって、B棟についてはもう清掃が終わって

いるということで、A棟について今回清掃をやらせていただきたいということで予算計上をさせていただきます。

道路台帳でございますが、以前は道路改良とか盛んに行われまして、毎年道路台帳の整備というのはその秋に終わったら冬にかけて整備していつているというふうにやったのだけれども、近年道路改良が余りなくなってきたりしているのです、隔年で2年に1回とかでたしか予算化していたのかな。3年に1回もあるかもしれない。今回は、先ほど言ったとおりに実はということで昨年予定していたのを送って道路認定のほうに先に使ったものですから、2年連続ということになったということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 竹内委員。

○5番（竹内正貴君） 台帳については了解しました。昔から見るとなくなったので、ちょっと目についてしまったという経緯で質問させてもらったのですが。

パトロールの関係につきましては、今般先ほど課長もおっしゃったように夜中にそういう経緯があったのですが、警察からあれがあってあったのですが、実はあのときは夕方にパトロール来ていないように私は確認しているのです。なので、パブリックとの話し合いの中で道路状況の確認はどういうふうに行っているかということをお聞きしたいのです。例えば朝4時半に、どこで見るとかは私わからないのですが、確認して、そのほうは六十何回でしたか、南のほうは四十何回でしたかというような回り方をされている。それは確認の上で動いているのだらうと思うのですが、例えば夕方皆さんがお帰りになる時間帯、だから5時から6時ぐらいの間に目がけて除雪するときのパトロールがされているのかないのかも含めて、そこを再度お伺いしたいと思います。

それから、先ほどの清掃委託料、もしかするとそうしたら有島のB棟については灯油管の清掃については補正で入ったということでしょうか。その辺の確認、2点お願いします。

○委員長（篠原正男君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 除雪のほうの夕方の特にパトロールの件です。実は、きちっとした取り決めがなく、私どものほうから業者のほうにパトロール、必要に応じて連絡しているというのが実態で、何時になったら2回目回るとかという感じではないので、今後来シーズンに向けてその辺もう少し整理して取り組んでいきたいなど。それと、ことし私の配属されて課題と思っているのが夜の待機というか、部分なのです。ふぶいている場合、人命の救助あるといっても私どもで助けにいけるようなものではないものですから、除雪車に行ってもらわなければなりません。それで、来年については今パブリックの代表とお話ししていますが、夜中の、年に三、四回ふぶいて道路が埋まりそうなことがあると思いますので、そのときの待機の体制についても次年度に向けて整理していきたいというふうに思っています。

それから、コーポ有島の清掃でございますが、昨年の実施分は予算の流用をさせていただいて対応しているということでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を打ち切ります。

次に、9款消防費について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を打ち切ります。

この際、午後2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○委員長(篠原正男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10款教育費について質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、猪狩委員。

○9番(猪狩一郎君) まず、166ページの13節委託料で、寄宿舎管理業務委託料の758万2,000円、昨年は660万円ちょっとなのです。約100万円近く上がったのはどういう、生徒数が単純にふえたから上がるのかどうかと、それから171ページの報償費で、上から5番目で学校図書支援の謝礼、これは単なる寄附いただいたから謝礼をしたのかどうかという、とりあえず2点お願いします。

○委員長(篠原正男君) 加藤課長。

○学校教育課長(加藤紀孝君) それではまず、166ページの寄宿舎管理業務委託料758万2,000円、これについては前年度と比べて96万3,000円増というふうになっているのですけれども、この中に2つの業務が入っておりまして、寄宿舎の平日の賄いを含めた通常の管理部分と、それから閉寮日に当たる土日分の、あと夜間の部分の管理とこの2つなのですが、基本的には日中の通常の管理部分について従来個人事業者管理業務を委託していたのですけれども、これをリスク管理上の強化の観点から委託方法を改めまして、法人事業者に委託を変更するということから、関係経費なども増加いたしますので、こうした関係から増となっているということが主な増の理由になっております。

以上です。

○委員長(篠原正男君) 佐藤課長。

○町民学習課長(佐藤寛樹君) 171ページの学校図書館支援謝礼についてご説明申し上げます。

29年度までは、学校教育課所管の費目で計上していたところです。学校図書室支援謝礼ということで、実質はあそぶっくの方のスタッフの方が出向いてアドバイスするというようなつくりになっていました。それで、来年度から後期の教育基本関連の計画で、一般の図書活動も含めて子どもさんの学校図書の活動も社会教育活動の一環として進めるといような位置づけになりましたので、社会教育費の費目で学校図書館支援謝礼ということで、同額ですけれども、計上させていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長(篠原正男君) 5番、竹内委員。

○5番(竹内正貴君) 済みません。今の点なのですが、同僚委員が質問していた寄宿舎の管理業

務委託料が日中は法人事業者に委託するためにこの金額になったという説明だったかに思うのですが、今まで舎監というか、ご夫婦で子どもたちの面倒見たり、日ごろの生活を見たりというようなことで対応してくれていたかに思うのですが、その辺今のもうちょっと説明お願いできればと思うのですが。

○委員長（篠原正男君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） 166ページ、寄宿舎管理業務委託料ですけれども、主に日中の管理についてなのですが、個人事業者ということで、鈴木さんって管理人の方に長い間お世話になって、賄いからそれこそ生徒たちの日常の相談まで幅広くいろいろ寄宿舎のおやじ的な存在で管理いただいていたのですけれども、高齢になってきたということだとか、それからあと何かご本人に事故があった場合に急遽の代替を含めた業務の継続が厳しいということも想定されるようになりまして、現在では通常今まではご夫婦でやっていただいた部分もあるのですけれども、近年ではお一人で主にやっていただいております。基本的には住み込みでずっとやっていただいているのですけれども、そんなようなことで、この際そうした事故とか何か不慮のことがあった場合に業務をしっかりと生徒たちの賄いを含めた面倒見をいただく必要があるということだとか、あと賄い上の食品の衛生管理面など、そうした部分でも近年厳格化されてきておりまして、個人事業者ではなくて法人事業者ということであればそこら辺の法人としての衛生管理だとか、そうしたところも強化できることから、全体的な委託方法そのものを見直して、新たに4月から契約を切りかえていきたいと。ただし、これまでお世話になっている鈴木さんについては引き続き法人事業者のほうで雇用していただきつつ、これまで同様メインの管理人として業務を継続いただけるということで想定しております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 竹内委員。

○5番（竹内正貴君） ということになると、平日日中とかは大体今職場のある、勤務先は同じで、またそのまま続くということでの理解だと思うので、理解したのですが、逆に言うと今度は土日絡んできたときに、土日だったと思うのです。舎監の先生が入ったりもしていましたよね。その辺は、そうしたら今度はどうなっていくのか、その辺もちょっと説明していただければと思うのですけれども。

○委員長（篠原正男君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） 舎監の先生のほうは非常勤講師ということで、町教委のほうで直接雇用もして、従来どおり来年度もこれまで同様配置をしていって、舎監の業務としては主に生徒指導面、日常の生活管理面にしっかり当たっていただくということで、それについては土日も含めて基本的に寮に住む形になっていますので、従来どおり業務をしっかりしてもらおうと。そのあいた時間で学校で指導してもらったりというような従来どおりの舎監としての業務は果たしていただく予定になっております。

それと、それに加えて民間の別業務で土日、それから夜間についての寄宿舎内の見回りだとか、そういったことも含めた警備業務のほうも別にこの委託料の中で、これも従来どおりで見ているということで、それぞれが協力して管理業務に当たるというような形になっています。そのほかに学

校の先生方でも分担して、別に先生方で当直業務なども分担して担っていたりと、そんなことも業務としては、学校としても管理に当たっているということでございます。

○委員長（篠原正男君） 8番、新井委員。

○8番（新井正治君） まず、171ページの9節旅費の部分で、ちょうど真ん中辺になるのですが、特別旅費37万7,000円というのの説明をお願いしたいのとこれ多分関連していると思うのですが、次のページ、172ページの13節委託料、少年洋上セミナー、少年の翼セミナーの旅行企画実施業務委託料の38万5,000円のこちらの委託先とその委託内容を教えてください。

もう一つ、175ページなのですがけれども、これも真ん中辺で有島記念館施設改修基本構想策定業務委託料216万円なのですがけれども、この詳細内容をお知らせください。お願いします。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 171ページの旅費の内訳でございますけれども、これにつきましては来年度姉妹都市、交流都市の滋賀県高島市へ訪問します。その際の少年洋上セミナーの引率職員の旅費ということになってございます。

それと、その後の委託料でございますけれども、この部分につきましては今まで昨年度までは保護者の会にお金を集めて運用していたのですが、行政が旅行業をしてはいけないのではないかとこの指摘があって、それで最終的にその部分を旅行業者というか、そういう旅行を担える会社さんをお願いするということになりました。それで、来年度は決定ではありませんけれども、今想定しているのは地元のエセコリゾート観光協会さんをお願いしたいなど。通常そのようなことでも行っていましたので、決定ではありませんけれども、そのような方向で考えているところでございます。

それと、175ページの有島記念館施設改修基本構想策定業務委託料ということで216万円計上させていただいておりますけれども、有島記念館なのですが、本館の白い館の部分は昭和53年、それと中間の部分はカルチャーセンターで平成元年、特別展示室のあるアートギャラリーにつきましては平成7年の築でございます。それで、今現在特別企画展を鋭意行っておりますけれども、平成7年のアートギャラリーもかなり老朽化が進んでいるということで、暖房等も壊れて随時お金をかけて直しているわけなのですが、このたび予算の要望では空調関係、除湿も伴った空調、それと照明のLED化、それと床、壁面の改修、それと防犯カメラ等の設置等を要望して、総額でおよそ6,000万円ほど要求したわけなのですが、ただ単発でいくと補助等のサポートがないということで、この際長期的な視点に立ちまして特別展示室を中心とする空調設備やその他の先ほど言いました設備について抜本的な改修をする。それと、今後の有島記念館のあり方についても触れましようということで、来年度、平成30年度予算をいただければその期間中に今後の展望について考えるというような計画を立てたいということで考えております。それで、そのあたりがはっきりすると今後の補助と起債等の財源充当ができるということで、基本的な構想を打ち立てるといような趣旨でございます。そこで、エセコ町の文化芸術の発信拠点としてクオリティーの高い施設運営に努めたいと考えておりますので、そういった趣旨で進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（篠原正男君） 2番、浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 3点ばかり質問させていただきます。

1点目、157ページ、13節、中間より下のほうで近藤小学校施設改修実施設計委託料、この内容、内訳をお願いします。

続きまして、169ページ、15節、幼児センター営繕工事、この内容をお願いします。

3点目、177ページ、19節、一番上から2番目になりますけれども、ニセコ鉄道文化協会負担金100万円、この内容を説明があったかと思えますけれども、再度説明をお願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） では、まず最初に私から157ページ、この委託料のうちの近藤小学校施設改修実施設計業務委託料327万3,000円について説明いたします。

近藤小学校のこれについては、施設、校舎については今年度無事改修を終えましたけれども、屋体、体育館のほうが長年の課題になっておりました。長年の課題というのは老朽化対策でありまして、これについては平成25年から検討を進めてきております。ようやくこのほど実施設計に着手できる見通しとなったことから、今回関係予算を計上させていただいたところですが、この実施設計の内容ですけれども、いずれも当初の説明の中で申し上げておりますが、劣化部分の改修ということになっておまして、個別にいきますと外壁部分、それからあと屋根全体です。あと、ボイラー設備全般、それからあと外部につけておりますグラウンド側にあたり、体育館の入り口にあたりする水飲み場、水洗い場、手洗い場です。そういったところ。それからあと、内部の照明器具、あとステージ周りの建具、あと放送機器など設備類もかなりたくさんあります。そのほかあと内部全体の塗装関係、それからあと体育館そのものの床の劣化ということで、傷もたくさんあって、要は全体的に老朽化が進んでいるので、なるべく早目に改修したいということから、今回その必要な工事費を見込んでの実施設計という内容でございます。

○委員長（篠原正男君） 酒井センター長。

○幼児センター長（酒井葉子君） 169ページの工事請負費なのですけれども、幼児センターの既存棟の外壁の補修工事になります。幼児センターの既存棟のほうの屋根上より雨水がしみ込み、外壁に亀裂が入っております。あと、金属との継ぎ目のすき間から発生しているという状況です。今後このままにしますと、雨漏りの発生が予想されるということで補修するものでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 177ページのニセコ町鉄道文化協会負担金について説明いたします。

なお、経過について若干触れますけれども、この機関車なのですけれども、96型といいまして、ニセコも貨物の輸送で走っていた車両です。それで、この列車、当初といたしますか、札幌東区のサッポロビール園のところに設置されておりました。アリオ札幌という大型スーパーの隣に今あるのですけれども、それでそこから移築しないとしないというようなことがありまして、その車両のオーナーが行き先がないでしょうかねという話ししてまして、それとその際に私どもの伊藤係長がいろんなそういう文化遺産とか、そういったものを調査していたものですから、そこで話がいろ

いろリンクされまして、実際ニセコに、昨年こちらに持ってきたのは輸送費、設置費もオーナーの自費ということで、基本的にはニセコ町はお金は出しておりません。それで、今のもとの転車台の横に設置したということになっております。それで、その列車、機関車を所持していた方が100万円寄附していただいたということでもあります。それを受け皿としてこの協会をといえますか、受け皿になる団体をつくって、そして今後オーナーの意思といえますか、意向であります維持補修に充てるということで、やはりもらったわけですが、それと維持補修していただきたいという意向でお金もいただいたということになりますので、それらをうまくつなげて今後の産業遺産というか、そういった保護に充てていきたいと考えております。

なお、そういう方向で設立をするということで今項目としては上げては上げてはいますが、詳細、運営、設立についての準備はこれから進めていくということになっております。よろしく願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） 今の説明はよくわかりました。当初からこれは全額オーナーが面倒見ているということで、ニセコ町は一切お金はかかりませんということで我々も伺っているのですが、今後何らかの形で実はという話にならないようにここでくぎを刺しておきたいなというふうに思っていますので、なるべくオーナー自らがきちっとやられるような体制で、町に負担のかからないような方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

それと、近藤小学校の件ですが、ことし基本設計をやるということは来年以降に工事が始まるというふうに考えているのか。とりあえずはやるけれども、実施はまだいつになるかわからないということなのか、即やるという方向で動いているのかを確認します。

○委員長（篠原正男君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） 近藤小学校の屋体の改修については、以前から財政担当とも綿密な協議を通して今回30年度に実施設計をやらせてもらえるという方向になったことから、今の見込みでは31年度に工事を速やかに実施できるように、引き続き財政担当とも協議をしながら順調にいけるように整備を進めていきたいと考えています。

○委員長（篠原正男君） S Lについてのコメントはないのですか。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 今後町から負担がないようにということもありますけれども、ただあそこに置いてどのように活用していくかと、ある程度町としてのやっぱりストーリーも必要かなというように個人的には思っているところです。産業資産という、観光施設というところもありまして、それらについては改めて庁内では議論しないといけないのかなと私個人的には思っているところです。そこに当たって最低限必要な経費負担があるかもしれませんが、なるべく先方のオーナーさんとお話しして、オーナーさんの意向といえますか、オーナーさんに頼るというわけではないですが、そのあたりの部分でお話はしていきたいと思っているところです。よろしく願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） S Lの移転、設置につきましては、昨年町議会の皆様にもご理解いただ

きまして設置した経過でございます。基本的には、ご説明したとおり今設置の状況で、塗装した状況で終わっておりますけれども、柵をつけたりする整備についても設置したオーナー側のほうで整備をするという形でお話を伺っております。ただ、転車台を含めて、中央倉庫含めて、あの辺全体の整備計画というものは町としてもしっかりつくっていかなければならないというふうに思っておりますので、その点でS Lの周辺における町としての整備はどこかで出てくるかもしれませんが、そういう形で進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 浜本委員。

○2番（浜本和彦君） その辺はよくわかりました。一番怖いのは、既成事実として今後あるからやらざるを得ないという状況になるのが一番怖いというか、そんなに何百万円もかかるというような話にはならないと思いますけれども、現実として何が起こるかわからないという部分も含めて、来てしまって、あるからやらざるを得ないという既成事実だけは持ってもらいたくないと思いますので、そこだけはくぎを刺しておきます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 6番、三谷委員。

○6番（三谷典久君） 151ページの外国語指導助手報酬564万1,000円、それから次のページが委託料で外国語教育推進業務委託料565万8,000円、要するに外国語指導助手というのはこの直接雇用と、それから派遣という2つの形態があるわけですね。それで、今回報酬のほうを1人ふやすということなのですけれども、こういう2つの形態があることによる不都合、学校の授業において不都合とか、そういうのが生じないのかどうか。せつかく3人必要だからそれは無理ということなのか、あるいはこの際2人にして質を上げるということではできないのかどうか、まずそれが1つ。

それから、次は158ページの扶助費の要保護、それから次の161ページの要保護、ここはニセコ町の場合特に準要保護の部分が問題になるのですが、去年の予算委員会でも取り上げられました。特に新入生に対しての支払い、支給が新年度始まる前に支給できないかというようなことを含めて提案があったと思うのですが、そのときの最後の回答で内部での検討をするというようなことがあったと思います。その検討はどうなったのかをお聞かせください。

○委員長（篠原正男君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） それではまず、A L T関係の外国語指導助手関係の予算ですけれども、最初に151ページ、こちらに外国語指導助手報酬としてと国が行う、国の関連団体が行う交付税で措置のあるJ E Tプログラムという海外青年を外国語指導助手として受け入れる事業、この事業を活用として2名で、ことしこの新年度から1名、現在1名ですけれども、30年度は1名増員の2名体制で指導の支援に当たりたいというのがこの内容です。それから、続いて152ページの下段にあります外国語教育推進業務委託料、こちらは委託料でして、法人事業者にA L T、外国語指導助手の業務をお願いしているということで、こちらは1名です。この複合した3名体制にはなるのですけれども、これによる不都合はないかということなのですが、基本的には学校現場には不都合を来さないように調整をして、配置、活用についても学校現場と打ち合わせをしながら、日

々調整をして配置、活用に当たっておりますが、細かいところでいきますと例えば委託事業のほうのALTでありますと専門的にそうした人材を抱えている会社への委託ということになりますので、その派遣されるALTについてもある程度必要な研修だとか、一定の能力だとか、そうしたものについては直接雇用するJETプログラムで来る海外青年の部分よりは一步技術レベルが高いというか、そういうところはあると思います。そこら辺の特性も踏まえて、配置先、活用方法も調整しながら臨んでいます。

具体的には、海外青年のほうについてはどちらかというと直接ネイティブの方々と触れ合うと、コミュニケーションを図るということが主眼になってくるので、そうしたことでいうと幼児センター、それから高校、また小学校の段階、そうしたところに重点的に配置をしつつ、あとは……失礼しました。小学校ではなくて中学校です。中学校のもう授業として確立されているその指導に助手として入るとというのがJETのほうでありまして、委託のほうについては主に来年度は小学校に重点的に充てていきたいと。小学校については、来年度からいよいよ本格的に英語の外国語の活動が本格化するということもありますので、そうした活用調整をしていきたいというふうに考えております。したがって、こうした複合的なやり方については今財源の問題もありますので、工夫しながらやっている中では特段の不都合はないというふうに受けとめております。

それからあと、要保護、準要保護就学費の援助扶助ですけれども、これは158ページ中段に小学校費、それから161ページの上段のほうに中学校費ということで、小中学校の部分に分けて計上しております。以前ご指摘いただいている、ご質問のありました入学前の学用品費などの就学援助制度の運用、適用、支給というところなのですけれども、結論としては検討は事務局のほうで進めておりましたが、今のところの考えでは就学援助手続、現在の枠組みですとか、あと町教委の事務局の事務負担などを考慮すると、現時点では我が町の規模では対応ができないというふうに考えております。その理由としては、現在の枠組みと申しますのは就学援助手続の基本的な今の枠組みとして、受給の申請から決定、それから実際の給付まで全てを対象の児童生徒が実際に在籍している学校を通じて行う制度と、運用としております。こうしたことで学校である程度家庭の状況を実際に把握していただいて、学校長の意見も踏まえて就学援助の決定の判断の参考としておりますので、こうした枠組みというか、仕組みの運用は我が町では有効に機能しているものというふうに捉えているからであります。

また、その事務負担というところでは、我が町の特徴として年度途中での転出入、子どもたちの転出入も非常に多くて、そうした中では転出入のたびにもちろんこういう制度がありますというのはご案内しておりますけれども、その都度きちっと手続を申請される方については決定をしてやっておりますが、ただ入学前や新学期前となると、また途中からの転入があった方についてもこれまで同様引き続きさらに同じような形になってまいりますので、そうしたことだとか、あとは就学援助そのものについて適宜今非常に小まめに事務局の職員が転入世帯、それから実際に相談のある世帯などに対応、相談応じております。そうしたことを考えると、新たな事務局の事務負担ということはふえることから考えても、現在はそうした入学前の支給の手続早期化ということは難しいものというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からもご説明したいと思いますが、まずALTの部分につきましては行政執行方針でも述べさせていただきましたように、ことしから小学校英語が本格的に始まると。2年後には、小学校英語が教科になります。この2年間は活動ということで、子どもたちに英語になれ親しませるといふ部分がまだ濃いのですけれども、2年後には教科ということではっきりとした英語の力をつけさせなければならないということになりますので、本町としてはある程度先を見込んで、子どもたちにネイティブの先生との会話も通しながら英語に早くになれ親しませたいということで、幼児センターから始め触れ合いをしてもらっていると。今課長からも説明したように、小学校のほうには実は委託業者のほうのALTを配置するのですが、委託業者のほうの民間のALTについてはある程度研修を受けてノウハウを身につけているのです。教材も持っている。あわせて小学校には専門の先生がいないということもありますので、それだけ民間のノウハウを持っているALTの配置によって、小学校の先生方の技術的な部分も補ってあげると。中学校、高校には専門の英語の先生はおりますから、その先生を主にして外国人青年事業で配置されたALTが補助としてつくという形ですみ分けをしていきたいなど。ただ、その辺をうまく、ことしは3人体制いるのですが、ばらばらでやるのではなくて定期的に打ち合わせをしながら、小中高の英語の流れについてもALTの3人にも把握してもらいながら進めたいということで、スクールコーディネーターも配置を引き続きお願いしたいと思うのですけれども、スクールコーディネーターの一つの役割として英語のALTとの調整と打ち合わせの確保ということで考えていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、就学、準要保護の件につきましては、やらないと言っているわけではなくて、引き続き検討しながら、保護者のニーズも把握しながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） まず、ALTのほうなのですが、結局民間のほうは派遣という形になりますと、その先生は派遣の会社との命令系統といいますか、ですよね。だから、こちらの学校の先生の命令のもとでは動けないというふうに理解しているわけです。そういった命令系統が異なるということによっての不都合を来さないということは、不都合が来される場合があるということが頭にあると思うのですけれども、ただ技術レベルが違うということは私もちょっとその辺は認識していなかったのですけれども、要するに民間の先生と例えば小学校、中学校の英語の先生とのコミュニケーションがなかなかとりづらくなると思うのです、派遣の場合は。そういうことによる教育の質だとか何かに影響を及ぼしたりすることがないのかということ、それからALTの方にしても恐らくそういう研修の場というものはあるのではないかと思いますけれども、そういう意味でJETプログラムのALTにしてもやっぱり質の高いものを求めることはできるのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうかということ。

それから、準要保護に関しては、結局事務がちょっと大変だという話だと思うのですが、それから事務負担がふえるということで大変だということで理由にしていると思うのですが、そしてこの問題というのはニーズという言葉が出ていました。当然ニーズはあるのです。だって、経済的に楽でないからそういう補助をいただくのだと。そういう中で新入学児童がいる家庭があって、新入学の準備をしなければいけない。それは、新年度の前にしなければいけない。ところが、お金は5月ぐらい、6月ぐらいに出てしまう。これでは実際にそのお金が生きないですよ、というところが本来のニーズなのだから、その辺考えれば当然もうちょっとそこを考えてやってほしいなと思うのが1つ。

それから、去年の12月15日に、もう教育委員会のほうではその辺は把握していると思いますが、就学援助実施状況等調査の結果についてというのがあります。そこでは、小学校においては約40%、中学校では50%近くが既に実施またはこれから実施するという、そういうアンケートがあります。それから、この通知の中に認定時期や支給時期の見直しを含めた就学援助のさらなる充実がなされるよう本資料をご活用いただきます。本資料というのは、この今言った12月15日の文科省から出ている就学援助実施状況等調査の結果について、その中にご活用いただきますよう、さらなる充実がなされるよう、こういうふうに書かれているわけです。だから、やはりもうニセコ町としても事務が大変だというのはわかるのですが、何とかその辺をクリアしてやっていけるように方法というのはないのでしょうか。

○委員長（篠原正男君） 加藤課長。

○学校教育課長（加藤紀孝君） まず、ALTのほうです。予算書でいくと151ページとそのほかの152ページの部分になりますけれども、今委員おっしゃったのは民間委託の、厳密に言うと派遣業務を契約するわけではなくて、あくまで業務委託契約ということなので、その業務の委託先から委託先の人選も含めて一定のきちっと能力ある職員を形としては派遣になりますけれども、派遣してもらおうと、こういうような契約、形態にはなっていますが、当然派遣というか、来るALTの方との現場での例えば授業をする前の打ち合わせはどうしても必要になりますし、そうしたことから、それからあと教材づくりとか、どんな教材を使うとか、授業の進め方をどうするだとかという、そこら辺の打ち合わせは必要でありまして、そこら辺も含めた業務も時間に入っていて、実際に学校に早目に行くなり、通常のほかの先生方と同じように自分の一日の勤務時間の中で授業あるなしにかかわらず学校に座って、あいた時間に先生方と打ち合わせしたり、授業に入ったりということで、十分連携をとれた、コミュニケーションをとれた授業展開ができています。現在もできているというふうに把握しておりますし、先ほど教育長が説明しスクールコーディネーター、今年度から入っておりますので、スクールコーディネーターがきちっと間にも入って学校での授業づくり、来年度からは小学校でいよいよ学級担任が中心になった授業展開というのに少しずつシフトしていかなければいけませんので、あくまで授業の主導は本来の教員の皆さんなので、そうした先生がきちっとALTをうまく活用して授業展開ができるようにという観点で、うまくALTとも現場でコミュニケーションをとってもらってサポートできるようにしていきたいというふうに考えています。

それと、JETの海外青年のほうのスキルアップというか、そこら辺については今最低限のスキ

ルアップの機会は来日した際、それから年度の途中で1回集合研修がありまして、そうした機会ではかに派遣されているALTなどとあわせて一緒にいろいろ研修をしていくということも、研修を受けさせておりますので、そうしたことを通じてJETのALTのほうのスキルアップにも引き続き努めていくこととして考えております。

あとは、予算書でいくと158と161ページにそれぞれ掲載しております就学援助費についてですけれども、入学前、新学期前の就学援助費の支給については委員おっしゃったように平成29年12月に公表されました28年度の実施状況の調査結果というのが文科省から公表されていますけれども、私もそこら辺は確認しております。外部環境としては、全国的にはかなりの高い割合で検討していたり、あるいは実施していたりするところにはなっております。ちなみに、北海道の市町村においては小学校で50%、中学校で52%ということで、こちらも高い割合だなというふうに受けとめておりますが、この就学援助事務については法定受託事務ではなくて自治体の自治事務でありますので、どのように事務を進めるか、それからどのようにこういった手続を、もちろんきちっと法にのっとってやりますけれども、進めるかというのは自治体の判断に委ねられておりますので、文科省からの助言は助言で伺いますが、あくまで現在の状況としては先ほど説明したとおり事務の複雑化、それから今の手続の流れが非常に適切であるというふうに捉えておりますので、現時点では取り組む予定は今のところないというふうに改めて申し上げたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） 私からも補足させてもらいますが、まず英語に関しましては民間業者からの命令系統ももちろんありますけれども、私どもと業者との連携も今とりつつ、職場の中での先生方がやりづらさ感が生まれないように、十分これからも連携とりながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、これからの取り組みをまた見ていただければなというふうに思います。

また、就学支援金のほうですけれども、引き続き内部検討の中でできる可能性も考えながら検討させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） この問題は、仕事の手続とか、そういった問題が問題あると言っているのではなくて、仕事の目的はどこにあって、どういうふうにそれを現実化するかという問題であって、それを皆さんがどう捉えるかという問題だと私は理解しています。

以上です。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

次に、11款災害復旧費から13款予備費までについて質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

次に、歳入全部について質疑を許します。質疑はありませんか。

1番、木下委員。

○1番（木下裕三君） 41ページ、一番下段、ふるさとづくり寄附金1,000万円に関して、どういった積算根拠というか、中身かということをお知らせください。

○委員長（篠原正男君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 寄附金自体は、スタートしてどれぐらい入ってくるかというのは読みづらいところがありますので、まずは1,000万円入ってきて、それに対して経費がどれだけかかってという支出を見て、仮定としてそれを支出を見て、それに対して歳入を設けているという状況でございます。これは、入ってくる内容といいますか、金額ですとか、そういう形によって変わってくるかなど。いわゆる単費がふえるとかという形ではないものですから、入ってきた寄附金がふえればふえるだけまたそれだけ支出もふえる。逆に支出もふえるだけ歳入もふえているという状況になってくるかと考えています。積算根拠として1,000万円に何か確実な根拠があるかということ、今のようないい形でございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

次に、給与費から地方債までの各明細書、または調書、予算に関する参考資料について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を打ち切ります。

最後に、一般会計予算の歳入歳出全般を通しての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、高橋委員。

○10番（高橋 守君） 済みません。ちょっと教育費のところ聞き忘れましたので、177ページ、3目13節委託料、学習交流センターの運営委託の内容をちょっとお聞きしたいのです。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 学習交流センター運営委託料ということで、NPO法人あそぶっくの会さんへの指定管理料ということになっております。それで、積算ですけれども、運営費ということで各種活動経費等が1,000万円、それと社会保険料、そういった部分の福利厚生の部分で100万円、それと今回時給増しの部分がありまして、その部分がプラスでちょっと細かいですけれども、16万6,920円、それと管理費が150万円ということで、それらの総計に消費税を掛けて1,368万273円、まとめて1,368万1,000円という積算となっております。それで、前年度より40万円ほど多くなったのですけれども、一部事務経費の増と先ほどの時給単価の増によって前年より45万円ほど増となっているところがございます。よろしく申し上げます。

○委員長（篠原正男君） 高橋委員。

○10番（高橋 守君） 管理費を除いた部分は、単なる人件費が主ですね。そうですね。ちょっとよくわからないのですけれども、NPOでやっているという形で、確かに交流センター、あそぶっ

くに関してはいろんなところで活動されて、ハイツとか、それから学校と色々な活動をされていることは十分理解するのですが、45万円何がしが伸びたということは、人がふえて、確かに人員はいるのですけれども、その中のいわゆる単なる時給の単価がふえたような形の値上がりなのか、それとも人をふやした、活動費が多くなってふやした形なのか、その辺はどういうふうな形になっていますか。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 先ほど主な要因として、時給単価がふえたという部分もありましたけれども、あと今ちょっと明細はあれですけれども、事業費の活動経費の中で単価がふえているというところもあります。それと、人員といたしますか、実質的にはスタッフは前よりちょっと少なくなってきたりして、キャリアのある方はいるのですけれども、年齢もアップしているというのもありまして、かなり1人当たりの時間労働といたしますか、労働時間はふえているところがあります。それで、そのあたりの運営に係る部分と先ほどの事業費の増もふえてきております。基本的にはそういう状況ですけれども、今従来のサービスといたしますか、そういった含みは落とさないでやっていたらいいというところがあります。ですので、今後もその中で無理を言っている部分はありますけれども、進めていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（篠原正男君） 高橋委員。

○10番（高橋 守君） いわゆるあそぶっくの活動自体全般的に毎年少しずつ上がっていている現実でありますので、いずれにせよ、やはり活動内容もふえている。人も減ってきて、人件費も上がっていくという、これらはどこでどういうふうに精査していくかわかりませんが、やっぱり限られた財源の中でやるときにどういう活動をしているという部分の費用対効果というか、前年とこういう活動がふえたとか、こういうことによって、確かにずっといろんなことをやってきて、幅広くこれは必要なのですけれども、特にこうなるとこうなったという張りやめり張りができれば、予算の中にできたものが出てくればいいのかと思いますので、今後またそういう形の中での報告をしていただきたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 6番、三谷委員。

○6番（三谷典久君） 128、129ページの林業費でちょっとお聞きしたいのですが、ニセコ町でも講演会をやったと思うのですが、今自伐型林業というのがかなり注目されているわけです。自伐型林業というのは、今までの慣行林業というのは短期間50年で皆伐すると。それを長期的な100年ぐらいの木に育てて間伐しつつやるという、そういうやり方だということで、今かなり注目されていると思うのです。その自伐型林業というものを町としてどんなふうにお考えで、今後そういうのを少しずつ取り込んでいくつもりがあるのかどうか、それと同時にこの中の128ページの補助金の森林・山村多面的機能発揮対策負担金、今回の新しい補助金みたいですが、そういった自伐型林業に対してこういった補助というのが使えるのかどうかを教えてください。

○委員長（篠原正男君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、自伐型林業についての農政課長としての識見にはなりませんけれど。私も自伐型林業については、国内外でいろいろ賛否両論あるところでございまして、メリ

ットもデメリットもあるかなと思っています。メリットとしては、自分の所有する山林をきちっと管理しつつ、それを回していくというメリットはあるのですが、一方で自伐型林業にも派閥ではないのでしょうか、いろんな考え方で進んでいるところがあって、先祖の財産を食い潰しているだけではないかという批判も実はあるところがございます。ただ、これについてはいろいろ賛否両論はあるにせよ、いずれにしても今まで森林組合でできなかった部分の山林についてはやはり整備していったほうがいい方向に向かっていくのではないかというふうに私自身は思っております。今回森林・山村多面的機能発揮対策についても同じような考え方を持っていて、今まで森林組合でできなかった部分の山林を住民の活動を通してやっていただくということのための事業でございます。期間は33年度までということで一応区切られてはおりますけれども、もし森林所有者の中とか、地域住民の中であとか、あと自伐林業家もこの対象になっておりますので、この中で成果が、効果があると思われるような事業は多面的機能発揮対策事業を活用していただいて、ニセコ町でも展開していただければなと思っています。今回の事業については、地域おこし協力隊2名がこの団体つくって自発的にやるということですので、これを一つのモデルケースとしてニセコ町でもやっていただければなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 全国的に今自伐型林業動きが出ております。農業もそうなのですが、林業においてももう多様性、多様化、さまざまな取り組みがあつていいと思いますので、小規模で今までなかなか手が回らないところは先ほど福村課長言ったとおり、自伐型林業が伸びていく要素が相当あるような気がしています。そんなことで、将来ニセコにとっての木材を利用した新たなものに自伐型が入ってくるとか、そんな多様な将来性はあるのではないかと考えておりますので、そういった小さな動きにつきましても町としても応援をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（篠原正男君） 5番、竹内委員。

○5番（竹内正貴君） 済みません。先ほどちょっと教育委員会の関係で聞きそびれたので、1点だけ社会教育総務費のほうで、173ページの負担金補助及び交付金で文化協会事業補助の欄の後ろに去年まで生涯学習研修の事業とか、それから生涯学習奨励事業、またもう一つが青少年の交流事業というのがあったのです。青少年の交流事業、隔年で行ったり来たりなので、もしかしたらそこがないのかと思ったので、ただそうすると前ページに青少年の交流事業の記念品というのが今度5万7,000円が発生していたので、あれ、ここがどうなっているのだろうと。生涯学習なんかについては、やはり人が集まらないからやめたという形なのか、その辺含めてちょっと説明願えればと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 青年交流事業の補助につきましては、今年度になりますか、まだ29年度ですけれども、鹿児島県の薩摩川内市に訪問した分、その分は補助ということで、補助で外

出しにしていまして、そこで経理をしていたのです。今年度、先ほど説明しましたけれども、それを今度細分化して補助から組みかえてそれぞれ委託料に出しているとか、そのようなつくりになっていまして、その部分組みかえということで、前年度は青年交流事業ということで補助金ということで、実質は交流事業、先方へ行く際の交流事業への補助ということで、父母の会といいますか、その保護者が代表となる会に補助していたというようなこととなります。項目的には、前年度はありましたけれども、今年度はなくなって、それぞれの科目に振り分けられたというようなことになっております。

○委員長（篠原正男君） 生涯学習の計画についての説明。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 生涯学習振興奨励事業の部分ですけれども、これにつきましては講演等を行って、その部分を充てているということになっております。

（何事か声あり）

大変失礼しました。ちょっと抜かしました。もう一度あれですけれども、青少年交流事業補助の分207万6,000円、昨年計上した部分は、今年度組みかえてその分減額になった分です。

それと、生涯学習振興奨励事業補助につきましては、ニセコマキノ会ありまして、その部分に対しての平成29年度先方への訪問への補助ということで計上した部分でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（篠原正男君） 竹内委員。

○5番（竹内正貴君） 済みません。頭が悪くてなかなか納得できないので、再度質問になります。

青少年交流事業は、先ほどの説明ですと補助としてどこか違う科目に移したという解釈でよろしいのですか。でしたら、その科目を教えてくださいというのと生涯学習の奨励事業についてはマキノ町との交流に使ったよということですよ。今回はもうないよと。

（「隔年」の声あり）

隔年で。生涯学習研修事業補助についてはどうなっているのか、そこもそうしたら再度お願ひします。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ちょっと順番があれですけれども、昨年度補助事業で出した部分をどのように振り分けたということでの説明いたしますと、171ページの青少年交流事業記念品という部分で、これは補助事業の中で記念品として計上したのですけれども、外出しにして記念品をここで見ているということです。それと、あとは同じく171ページの印刷製本費での部分なのですけれども、少年洋上セミナーの報告書製本代というところでもここにしていると。それと、医薬材料費、その下の7,000円です。これが少年洋上セミナーのばんそうこうほか医薬品ということで見ております。それと、通信運搬費の中に2万5,000円計上しておりますけれども、この中に郵送料ということで2,000円ほど見ております。あと、細かく出ていますけれども、手数料の中で27万5,000円、少年洋上セミナーの入場料と体験料を見ているところがございます。そのほか172ページの旅行傷害保険料2万7,000円です。これもその部分から外出しをしております。あと、先ほど新井委員からもご質問ありましたけれども、委託料の中でその他セミナー、来年度でいきますと少年洋上セミナーです

けれども、旅行企画実施業務委託というところからこの部分もそこから出しているところがございます。あと、14節使用料及び賃借料で宿舍借り上げ料ということで、この部分につきましてはの少年洋上セミナーの宿舍の借り上げ料ということで、引率職員と、それと参加児童生徒の部分がここに入っております。一応その部分が補助の中から分割されて各項目で出しているということになっております。

あとは……

○委員長（篠原正男君） 説明を中断してください。

◎会議時間の延長

○委員長（篠原正男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時56分

○委員長（篠原正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号（続行）

○委員長（篠原正男君） 説明を続けてください。

佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 先ほどの説明にちょっと誤りがありましたので、改めてご説明したいと思います。

生涯学習研修事業補助、前年度30万円ということで計上してございましたけれども、これにつきましてはニセコマキノ会の訪問事業ということで、隔年で行って行っていましたので、29年度があつて、30年度がないということで、今回は計上されていないということです。

それと、生涯学習振興奨励事業補助ということで25万円があつたのですが、これにつきましては寿大学のお弁当とか、そういった運営費を補助していたのです。それを今回実質お弁当とか事務的な経費でやれる性質なものですから、今年度の予算で食糧費で、新年度予算書の171ページの中段に食糧費とありまして、62万2,000円総額で計上しているのです。そのうち寿大学の8月学習会、運動会のお弁当代ということで23万8,000円、ここに振りかえたということで、寿大学の補助でもとは出していたのですが、それやめて食糧費で直接出すということにしたところであります。

先ほどの青少年交流事業補助207万6,000円につきましては、洋上セミナーに行く部分の補助で、パッケージしていたのですが、細分してそれぞれの科目から新年度予算は出すということになってございます。よろしく申し上げます。

○委員長（篠原正男君） 竹内委員。

○5番（竹内正貴君） 生涯学習研修事業の30万円、それから生涯学習奨励事業の25万円のことに

ついては了解しました。そして、最後の青少年交流事業の細分化したという形のようにですが、今までこれやった中においては観光協会に預けて、そしてあそこから人派遣してもらって子どもたちの中で対応していたと私は記憶していたのですが、今回はそういうところでこういうふうに細分化してしまってあれするということになりますから、今後は青少年の交流事業補助という形でのあれは上がらないということで確認してよろしいのでしょうか。わかりました。

○委員長（篠原正男君） 3番、青羽委員。

○3番（青羽雄士君） 単純な質問です。177ページの先ほど議長が質問した学習交流センター運営委託料です。こちらの予算書によりますと、その部分は1億1,368万1,000円計上されているわけですが、こちらの参考にしていきます資料によりますとあそぶっくの件、前年より122万4,000円増の1,690万3,000円というふうに計上されていると思います。それはどの部分とどの部分を足した部分がそういうことなのか、これをまずお知らせ願いたいと思います。

それと、今学習交流センター非常に頑張っておられるのは承知しておりますけれども、スタッフが何名で、そのうち何名が正職員で、何名が臨時だとか、アルバイトだとか、パートだとか、その辺の区分です。それを教えていただきたいなと思っております。

また、毎年毎年多分人件費等云々等で予算が上がってきているように思うわけですが、たしかこれも人件費というか、パートなり正職員の扱いは町職員の給与体系というか、そういったものに倣ってやっていたのか、その辺の確認をお願いいたします。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 先ほどの増の理由です。人件費……

（何事か声あり）

大変済みません。1,690万3,000円ですね。その内訳は、先ほどの学習交流センター運営委託料のほかに普通旅費、関係職員、町民学習課職員の館内図書館協議会の総会等の普通旅費、旅費です。それと、消耗品費です。乳幼児健診等の配付用の絵本を買ったりとか、その他施設事業運営に当たる図書検索システムの運用のための費用、そういった部分が組みかえをされまして、実は細目といいますか、事業項目で学習交流センター事業事務経費という一つの枠組みがありまして、それが先ほどの1,690万3,000円、そのうち学習交流センターの指定管理料ということで1,368万1,000円が入っているということになっています。それで、その部分の以外に先ほどの事務費等が加わって1,690万3,000円という計上になっているところであります。

（何事か声あり）

○委員長（篠原正男君） 川埜財政係長。

○財政係長（川埜満寿夫君） 予算書にあわせてお配りしています平成30年度予算に関する参考資料、こちらの47ページを青羽委員ごらんになられて、それと予算書との比較でご質問されたかと思うので、こちらについてご説明させていただければと思います。

まず、予算書については、法令、また施行令等で定められている款項目の区分に応じて予算のほうはつくっておるのですが、こちら参考資料の事業別予算一覧というものについては法令で定められている款項目の区分からさらに細かくした本町で採用しています事業別の事業コード別の予算の

内訳となっております。ですので、予算書で177ページ、教育費、社会教育費、学習交流センター費、こちら2,082万5,000円となっておりますが、47ページでございいただきますと上から7行目と8行目に学習交流センター施設維持管理経費及び学習交流センター事業事務経費、こちらの392万2,000円と1,690万3,000円、これを足した金額が先ほどの3目の学習交流センター費になるということです。予算をつくっていく過程で政令で定めている款項目よりも細かい事業コード別で予算のほうをつくっております、学習交流センターについては通常の公の施設としての維持管理に係る部分とその施設を運用する運用に係る部分、大きく分けてそのイメージで2つの事業コードを持っているという形となります。ちょっと資料と予算書の計上の仕方が違うもので、その点について補足させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（篠原正男君） 佐藤課長、説明続けてください。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 人件費の関係の部分ですけれども、人件費の積算の部分につきましては町職員に準じているというところではありませんけれども、実際のスタッフの内訳は常勤の一定程度固まって出勤される方は事務局長ほか2名ということで3名です。そのほかパートといたしますか、交代制で行うスタッフの方が7名ということで聞いております。イベント等の参加につきましては、ボランティアの方といたしますか、あそぶっくの会の皆さんが適宜参加していただいているということで、先ほどの中核的な常勤の方は事務局長含めて3名と、それとローテーション組んでやられる方がスタッフ7名というようなスタイルとなっております。よろしくお願ひします。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって本案の質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 平成30年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第16号

○委員長（篠原正男君） 議案第16号 平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を

議題とします。

これより質疑に入ります。

初めに、歳出全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

4番、斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） 今年度から国民健康保険制度が新しく改正になったのですけれども、それによって予算書で見える限りは前年度と比較してもほぼ、むしろ下がっていると。比較しますと22,000万円ほど減額になっております。そして、ほとんど変わりはないのですけれども、この内容のように、都道府県から広域連合と市町村に管理、説明があったと思うのですけれども、変わったということなのですが、その辺のところについてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 斉藤委員のご質問にお答えします。

今回国保制度の改革というところで、現在ニセコ町におきましては国民健康保険、後志広域連合とともに運営しておりましたが、本年、30年4月1日からこの保険者に北海道も入ってくるということになります。ニセコ町でいいますと、北海道があり、後志広域連合があり、ニセコ町があるという3つの保険者で運営となります。この運営なされる部分、何か特段の違いがあるかといいますと、国民健康保険に加入されている方は今までどおり病院に保険証を提示して病院にかかるというところは全く変わってはいません。では、何が変わってくるのかといいますと、今までの保険料の支払い方、例えば広域連合のほうに入っていない場合の町ですと直接道のほうに納付金というものをお支払いし、道のほうから医療費の部分支払い、国保連合会等に払う医療費の分をもらうというような形をとっておりますが、ニセコ町は広域連合があるため、その部分は広域連合のほうに支払い、広域連合が今度道に納付金を払いながら、広域連合に医療費をもらうというような形のサイクルとなりますので、ニセコ町に関して特段の変化はございません。ただ、1点、国保制度を変えようという部分では、ニセコ町または後志広域連合の加入者のパイが北海道全域ということになりまして、人数がふえることにより国民健康保険の支え合いが大きくなると。パイが大きくなるので、安定的な国保医療の制度維持ができるというところが一番の改正点というか、大きなところでございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 斉藤委員。

○4番（斉藤うめ子君） 1つ伺いたいのですけれども、今折内課長からいろいろと説明はありましたけれども、これ支払う、この保険を使う側で、保険料に関してはそれぞれに全く今までと割合とか、そういうのは変わらないのか、やっぱり収入とか、それによって変わってくるのか、国民健康保険ですから、主に今の厚生年金とは違う人たちが入っている保険料ですね、これは。ですから、保険料に関して……

○委員長（篠原正男君） 今の質問、歳入で行ってください。

○4番（斉藤うめ子君） はい。

○委員長（篠原正男君） 今行っているのは、歳出について質疑を行っています。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入全部について質疑を許します。質疑はありませんか。

4番、斉藤委員。

○4番(斉藤うめ子君) 改めて質問させていただきます。

今の折内課長の説明では、ニセコ町はこれまで広域連合に払って、広域連合に払うという関係で基本的には変わらないという説明だったと思いますけれども、これに加入している保険者のほうに何らかの変化というか、そういうものは全くないもののでしょうか、それとも何らかあるのでしょうか。ちょっとその辺のところは私はよく理解できないので、説明していただけたらと思います。

○委員長(篠原正男君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) 国民健康保険の原則としましては、医療費かかった分につきましては自己負担分とそのほかの部分については税の部分で支払うという形が原則かと思えます。以前にもニセコ町の部分で、例えば国民健康保険税、歳入を決める場合は過去の医療費どれぐらいかかったのかを推計しながら翌年度の医療費を推計し、それに見合う税というものを課税しながら納めていただいているのが現状でございます。今回の改正におきましても、今回は北海道が主体となりまして医療費の推計、税の推計を行っております。北海道に関しましては、平成26年、27年、28年度の3カ年の医療費の推計を見ながら、北海道全体の医療費またはニセコ町の医療費、それとニセコの加入者の世帯数ですとか人数、これらを加味しながら医療費を推計し、必要額を算出しております。こういう部分に関しては、道が行う、後志広域連合が行うにしましても大体同じような医療費の推計が出てくると思えます。先ほど歳出のほうでも斉藤委員が指摘されておりましたが、国保会計、昨年度言いますと分担金ですとか、例えば税の収入、これらが大体500万円、双方に500万円程度ずつ減額となっているのが現状でございます。

以上です。

○委員長(篠原正男君) 6番、三谷委員。

○6番(三谷典久君) 国保の都道府県化によって変わってしまうのですけれども、今回保険料全体で見ますと大体前年並みなのですけれども、都道府県化によって今回の保険料をニセコとして計算する根拠といいますか、道から示されたどういったような数字をもとにして決められるのか、簡単に説明してください。

○委員長(篠原正男君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) 基本的には、道のほうから示される部分につきましては市町村国保事業納付金及び標準保険料率算定結果表というものに基づいて町村のほうに示されてきております。この算定の部分につきましては、先ほどの説明のように平成26年度からの3年間の医療費、これらの推計に基づきまして平成30年度の医療費の推計をしております。また、税につきましても推計の中では、北海道につきましてはニセコ町は4方式ということで、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方式をもって課税すると。北海道におきましては、3方式で税の額を算定しておりま

す。この部分につきましては、3方式でやる、4方式でやる決定につきましては市町村の判断ということになっておりまして、ニセコ町のほうでは4方式を採用して税の算定を行っています。なお、税の算定につきましては、大きな差がないよう、また納税する方に負担がかからぬような税率を用いながら算定をしております。急に4方式から3方式にしますと、例えば低所得者の部分に大きな負担がかかったりするような部分もございますので、そういうようなことを加味しながら算定をしております。そういう算定の中におきまして、北海道からは税の部分におきまして1億6,757万9,000円、そして医療費として道のほうに納める納付金という形になりますが、これは先ほども言いましたとおり後志広域連合を経由して支払いをすることになりますが、1億9,494万2,000円の道の納付金ということになります。

なお、税と納付金との差につきましては、保険税の軽減分というような部分で一般からの繰り入れで賄うということになってございます。

以上です。

○委員長（篠原正男君） 三谷委員。

○6番（三谷典久君） 道から示されたものをもとにして、ニセコ町は道は3方式ですが、4方式で計算すると。その辺わかりました。結局道から示された数字が今回は今までの保険税に見合うような数字だからいいと。また、これが大きくなった場合にこれまでのニセコ町でやって、これ支出の部分に係ってしまうのですけれども、一般会計からの繰り入れ、これをやるのが可能なのかどうかを教えてください。

○委員長（篠原正男君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 先日道の説明会等に参加しておりまして、その部分につきましては国と道に関しましては法定外繰り入れの部分については、これは要しないというか、そういう必要性はないという判断をしております。それと同時に、現在もニセコ町でも有しております基金についても国は基金の必要性はないと。道もそれに準じてはおりますが、北海道自体ではまだ基金の使用といいますか、保有は当分の間必要だろうというような見解を持っております。ただし、三谷委員が言いますように、本来は3年間で医療費の見直し等も行うのですけれども、北海道では行いますので、そんな極端な赤字補填というのも考えられはしないのですが、ニセコ町も保険者という一つの判断であれば、そのとき、そのときでの法定外の繰り入れは検討しなければならないと判断しております。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって歳入についての質疑を打ち切ります。

最後に、国民健康保険事業特別会計予算の給与費明細書及び歳入歳出全般を通しての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 平成30年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第17号

○委員長(篠原正男君) 議案第17号 平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、歳出全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳入についての質疑を打ち切ります。

最後に、ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の給与費明細書及び歳入歳出全般を通しての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号 平成30年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第18号

○委員長（篠原正男君） 議案第18号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。

初めに、歳出全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、竹内委員。

○5番（竹内正貴君） 増額でどうのではなくて、16ページの委託料、水道施設維持管理業務委託料ということで、今回金額が大分割愛されていますけれども、大丈夫なのかなと思って、結構水道が後で補正、補正と持ち上がったりますのですけれども、その辺を踏まえてちょっと内容を教えてもらえればと思います。

○委員長（篠原正男君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 16ページの今の水道施設維持管理委託料2,110万円ということで、昨年度より800万円かそこらほど落ちていると思うのですけれども、その落ちた内訳なのですけれども、29年度、今の実際なのですけれども、この委託料の水道施設維持管理業務委託料の中に今年度水道審議会を設けまして、官民連携業務というものを発注いたしております。その業務委託料が29年度はこの中に入っております。ちょっと一緒に入っていたので、その内訳が見えなかった部分があるので、落ちているように見えますが、実際の水道の施設のほうの維持管理、今民間に委託して水道の施設を維持管理してもらっている部分は約200万円弱ほど上がっているというのが現状です。その上がっている理由としては、水道施設で今個々の水道の量水器がついているのですけれども、その内訳のデータを引き抜くパソコンのようなものなのですけれども、そういうものの購入費だとか、あともちろん前回この維持管理委託業務というのは長期継続契約で2年で行っていますので、この2年前の労務単価から今2年後ということで、またこの2年で結構労務単価は上がっていますので、その部分の上昇等も入って上がっているということで、今この2,110万円ということで、実際の中身は2年前の長期継続金額より上がっているというのが現状です。

以上です。

○委員長（篠原正男君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳入についての質疑を打ち切ります。

最後に、ニセコ町簡易水道事業特別会計の給与費明細書から地方債に関する調書まで及び歳入歳出全般を通しての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号 平成30年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第19号

○委員長(篠原正男君) 議案第19号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。

初めに、歳出全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳入についての質疑を打ち切ります。

最後に、ニセコ町公共下水道事業特別会計の地方債に関する調書及び歳入歳出全般を通しての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第19号 平成30年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第20号

○委員長(篠原正男君) 議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。

初めに、歳出全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入全部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって歳入についての質疑を打ち切ります。

最後に、ニセコ町農業集落排水事業特別会計の地方債に関する調書及び歳入歳出全般を通しての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号 平成30年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○委員長(篠原正男君) 以上をもって本委員会に付託されました議案の審議は全て終了しました。

これにて予算特別委員会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

委 員 長 篠 原 正 男 (自 署)